

島田市公共施設等総合管理計画

平成28年3月

令和4年10月改訂

島田市

改訂の趣旨

公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっているなかで、本市においても、今後予想される人口減少・少子高齢化の進展や厳しい財政状況を踏まえて、公共施設の総合的かつ計画的な管理を円滑に推進するために、平成 27 年 3 月に「公共建築物管理適正化基本方針」、平成 28 年 3 月に「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

また、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の適正化に向けた推進戦略を具体化し、実効性を向上させる「公共施設適正化推進プラン 2019」を令和 2 年 3 月に策定し、個別施設の具体的な取組方針や対策を定めた個別施設計画を策定することで、公共施設マネジメントを推進してきました。

今後、公共施設マネジメントに関する取組を一層推進するためには、公共施設マネジメントに関する具体的な取組として策定した個別施設計画等の点検・診断や施設評価等の結果及び評価、長寿命化に関する取組等について、総合管理計画に反映し、継続的に見直し・充実させていく取組が重要となります。

本市においても、公共施設等総合管理計画の策定から一定の期間が経過したこと及び個別施設計画等の取組の状況を鑑みて、更なる公共施設マネジメントの推進を総合的かつ計画的に図ることを目的に、公共施設等総合管理計画の改訂を行いました。

島田市 令和4年 10 月

目 次

序章	はじめに	1
1	計画策定の背景	1
	(1) 施設老朽化への「気づき」	1
	(2) その頃、島田市では	1
2	この計画の目的	3
3	この計画の位置づけ	4
	(1) 国の計画との関係	4
	(2) 市の施策との関係	4
4	対象施設	6
第1章	現状及び将来の見通し	8
1	公共施設等の現状	8
	(1) 公共建築物	8
	(2) インフラ施設	13
2	公共施設等の修繕・更新費用の将来推計	21
	(1) 公共建築物	21
	(2) インフラ施設	22
3	公共施設等を取り巻く諸情勢	23
	(1) 人口の推移と将来の見通し	23
	(2) 財政の状況	27
第2章	総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	32
1	計画期間	32
2	現状や課題に関する基本認識	32
	(1) 老朽化の進行	32
	(2) ニーズの縮小	34

(3) 厳しい財政状況	34
(4) 現状と課題のまとめ	35
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	37
(1) 品質の適正化 ～アンチエイジング～	37
(2) 保有量の適正化 ～スリム化～	40
(3) 管理費の適正化 ～低コスト化～	41

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

43

1 公共建築物	43
(1) 現状や課題に関する基本認識	43
(2) 推進戦略	44
(3) 類型別行程	47
2 インフラ施設	48
(1) 現状や課題に関する基本認識	48
(2) 推進戦略	50
(3) 類型別行程	52

第4章 実効性の確保に向けて

53

1 実施手法	53
(1) 評価	53
(2) 連携	54
(3) 合意形成	56
2 推進体制	57
(1) 現状分析	57
(2) 課題	58
(3) 課題の解決に向けた取組	60
(4) フォローアップの実施方針	61

1 計画策定の背景

(1) 施設老朽化への「気づき」

市民生活や社会経済活動を支えるさまざまな公共建築物やインフラは、高度成長期^{※1}以降に全国的に集中して整備されました。

これらの公共建築物やインフラの老朽化については、平成24年（2012年）12月の中央自動車道笹子トンネル事故^{※2}などを契機として、社会的な関心が高まりました。

このような状況のもとで、今後急増する老朽施設を戦略的に維持管理^{※3}・修繕^{※4}・更新^{※5}する必要性が広く認識されるようになりました。

(2) その頃、島田市では

①「公共施設マネジメント」の取組のスタート

島田市（合併^{※6}前の島田市、金谷町及び川根町）においても、高度成長期以降における人口の増加などを背景に、学校や病院といった公共建築物や道路、橋りょう、上下水道といったインフラの整備を進めてきました。

今後これらが一斉に更新時期を迎えるにあたり、少子高齢化や厳しい財政状況を踏まえながら、そのあり方を検討する必要があることから、平成26年度（2014年度）から「公共施設マネジメント」^{※7}の取組を本格的にスタートさせました。

※1 【高度成長期】昭和30年代（1950年代後半）から第一次オイルショックの発生（昭和48年・1973年）前まで続いた経済成長期を指します。

※2 【中央自動車道笹子トンネル事故】平成24年（2012年）12月2日、トンネル内に設置されていた天井板が崩落し、走行中の車両が巻き込まれて9人が死亡しました。平成27年（2015年）12月、トンネルを管理する中日本高速道路等に対し約4億4千万円の賠償を命じる判決が横浜地方裁判所で言い渡されました。

※3 【維持管理】施設、設備等の機能を維持するために必要となる点検・調査、補修などを指します。

※4 【修繕】施設を直すことを指します。なお、修繕により機能が以前と比べて向上したかどうかは問いません。

※5 【更新】老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備することを指します。

※6 【合併】島田市は、平成17年（2005年）に旧島田市と旧金谷町の合併により誕生し、その後、平成20年（2008年）の川根町との合併を経て、現在に至っています。

※7 【公共施設マネジメント】老朽化した施設の修繕や更新にかかる費用をできるだけ抑えるため、将来的な施設の必要性や市の財政状況などを考慮し、修繕や更新を中長期的な視野で計画的に実施する一連の取組を指します。

②公共建築物の現状を「見える化」し「どれだけ持てるか」を考察

「公共施設マネジメント」の取組の中で、公共建築物については、平成27年（2015年）2月に公表した「島田市公共施設白書」において、現況や将来の見通しを踏まえつつ課題を整理しました。

そして、同年3月には、人口や財政の予測をもとに、「将来どれだけ公共建築物を持てるか」の目安などを示した上で、公共建築物に関する課題に対処するための基本的な方針を「島田市公共建築物管理適正化基本方針」として取りまとめ、公表しました。

③インフラでも一部で取組が進んだが

一方、インフラについては、橋りょう等一部の施設で長寿命化^{※8}に向けた計画を策定し、予防保全^{※9}の考え方に基づく管理手法を導入するなど、「公共施設マネジメント」の取組をスタートさせる前から、個別に課題の解決に向けた取組を進めていました。

しかし、多くの施設では、総量の把握や将来的な修繕・更新費用の推計^{※10}はされておらず、これらの取組を全庁的に推進する段階には至っていませんでした。

④公共施設マネジメントの推進

平成27年度には保有する公共建築物やインフラなどの全体状況を踏まえ、これらを総合的かつ計画的に管理するための基本方針として「島田市公共施設等総合管理計画」を策定しました。その後、「島田市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、「島田市公共施設適正化推進プラン 2019」、令和3年度に「島田市個別施設計画～公共建築物編～」、「島田市学校施設長寿命化計画」、「市営住宅等長寿命化計画」を策定しました。インフラについては平成29年度に「島田市水道事業ビジョン」、令和2年度に「島田市公共下水道事業経営戦略」の策定を進めるなど、総合管理計画の基本方針に基づく取組の実効性を確保するための具体的な取組方針を定め、公共施設マネジメントの一連の取組を推進しています。

※8 【長寿命化】老朽化した施設の耐久性を高めるため、経年劣化の回復や維持管理・設備更新を容易にする構造への転換などを図るとともに、施設の機能や性能を向上させるため、耐震化や事故防止対策などを施すことを通して、施設を将来にわたり長く使い続けることができるようにすることを指します。

※9 【予防保全】施設の安全性などの面で支障が生じてから修繕を実施する「事後保全」に対し、支障が生じる前に計画的に修繕を実施することを指します。

※10 【将来的な修繕・更新費用の推計】施設の老朽化の進行に伴い修繕や更新のための費用が将来どのくらい必要となるのかを、施設がいつ整備されたかに関するデータに基づいて試算することを指します。

2 この計画の目的

この「島田市公共施設等総合管理計画」は、公共建築物やインフラなど島田市が保有する施設の全体的な状況を踏まえつつ、これらを計画的に管理するための基本方針を定めることを目的とします。また、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、島田市個別施設計画（公共建築物編）、島田市学校施設長寿命化計画、島田市営住宅等長寿命化計画により進歩の管理を行います。

具体的には、次に掲げる事項について整理することを通して、施設に関する施策の方向性を示すこととします。

現状と将来の見通し、課題

まず、施設の保有状況を把握した上で、将来必要となる費用の見通しを示します。

加えて、施設に関する施策を考える上で把握すべき事項として、行政を取り巻く環境（人口・財政）について整理します。

これらを踏まえ、今後どのような課題が生じるのかを分析します。

取組方針・推進戦略

施設が一斉に更新時期を迎えることにより懸念される財政負担の短期的な集中を見据え、現時点から対策を講じておく必要があります。

次世代に過度の負担を強いることなく、将来にわたり安定的に行政サービスを提供し続けるため、現状と課題を踏まえ、この取組を推進するにあたっての基本方針と、対策を戦略的に推進する上でのポイントを整理します。

実効性の確保

対策の推進にあたっては、行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまでの手法にとらわれることなく、柔軟な発想のもとに検討することを通して、実効性を確保することが必要不可欠です。

施設の管理事務の特性に応じた合理的な手法について、行政が本来果たすべき役割や費用対効果といった観点から検討します。

また、この計画に沿って円滑に対策を推進するためには、「公共施設マネジメント」の取組を全庁的に展開させていく必要があります。

現体制における課題を整理した上で、どのような体制を構築すべきかを示します。

3 この計画の位置づけ

(1) 国の計画との関係

この計画は、政府が策定した「インフラ長寿命化基本計画」※¹¹に基づき、島田市における「インフラ長寿命化計画（行動計画）」※¹²として位置付けます。

また、この計画に掲げる内容は、総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」及び関連する通知・事務連絡※¹³に沿ったものとします。

(2) 市の施策との関係

①行政経営（市役所づくり）に関する計画との関係

この計画は、平成29年度（2017年度）に策定した「第2次 島田市総合計画」※¹⁴に掲げる「施策の大綱」の一つである「行財政～人口減少社会に挑戦する経営改革～」及び、同計画に掲げる施策の柱のひとつ「公共施設を賢く持って、賢く使う（公共施設の保全・再編・利活用）」を推進するための計画として位置づけています。

さらに、平成29年度（2017年度）に策定した「第2次 島田市行政経営戦略」※¹⁵の基本方針である「財政の健全化」に向け、「公共施設マネジメント」の取組を具体化することとします。

②地域経営（まちづくり）に関する計画との関係

島田市における「公共施設マネジメント」の取組では、将来にわたり市の財政の健全な運営を確保しつつ、「まちづくり」の視点から公共施設全体の最適な配置を実現※¹⁶することを目指すこととしています。

※11 【インフラ長寿命化基本計画】国や地方公共団体等が一丸となって、インフラ（道路、鉄道等の産業基盤や上下水道、公園、学校等の生活基盤、治山治水といった国土保全のための基盤など）の戦略的な維持管理・更新等を推進するため、国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において平成25年（2013年）11月29日に決定された計画です。

※12 【インフラ長寿命化計画（行動計画）】国の「インフラ長寿命化基本計画」において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として各地方公共団体が策定することとされているものです。

※13 【「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」及び関連する通知・事務連絡】各地方公共団体の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するものとして、平成26年（2014年）4月22日の総務大臣からの要請をはじめとして、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定及び改訂を推進するための通知及び事務連絡です。

※14 【第2次島田市総合計画】平成30年度（2018年度）から令和7年度（2025年度）までの市政運営の最上位計画で、市民と行政が協働によってまちづくりを進めていくための総合的な指針となるものです。

※15 【第2次島田市行政経営戦略】平成30年度（2018年度）から令和3年度（2021年度）までの行政改革を戦略的に進めるための指針として策定したものです。

※16 【将来にわたり市の財政の健全な運営を確保しつつ、「まちづくり」の視点から公共施設全体の最適な配置を実現】平成26年（2014年）8月に公表した「島田市公共施設マネジメントの取組の推進に関する基本的な考え方」において示した、島田市の「公共施設マネジメント」の取組の目的です。

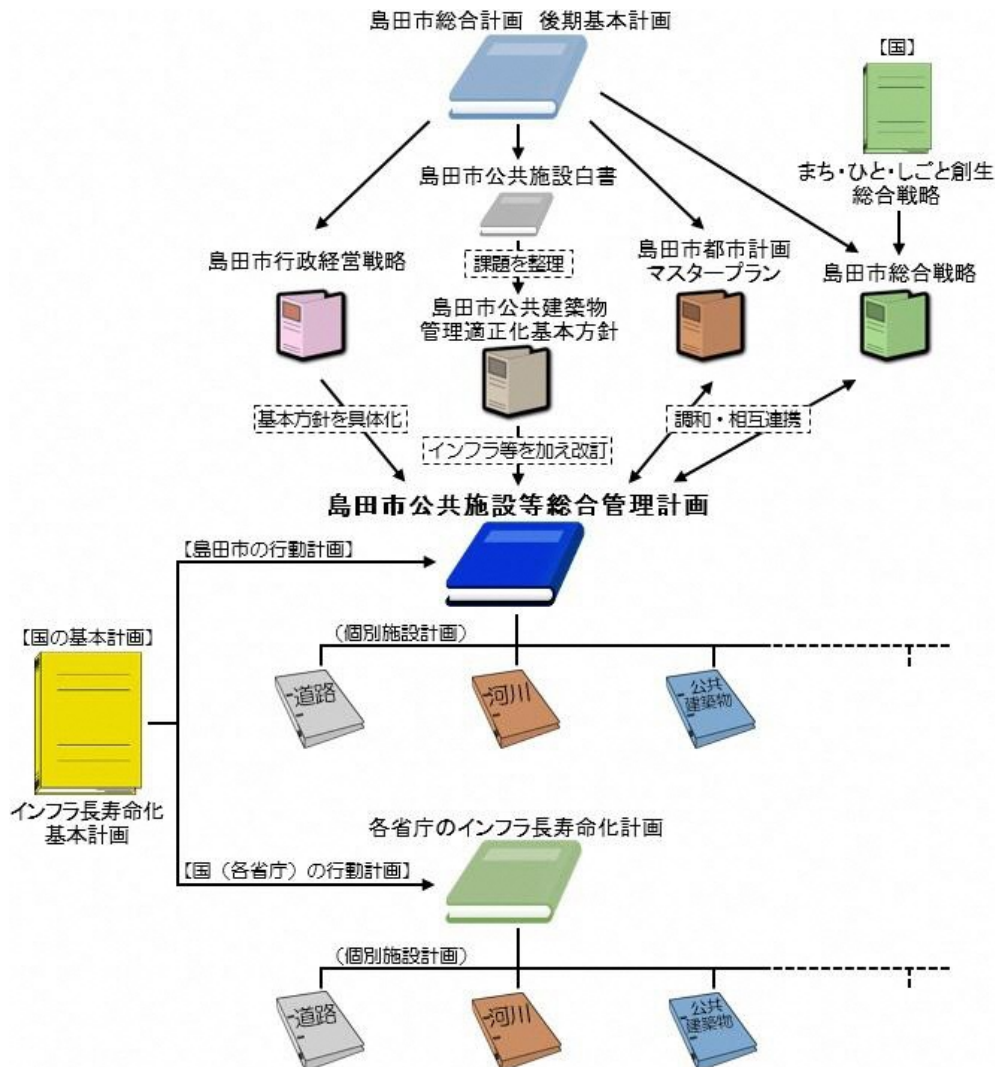
また、この計画は、「地方創生」の取組において策定された「島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」※17や、都市計画の分野における基本的な方向性を示す「島田市都市計画マスタープラン」※18との調和のもと、相互に連携してまちづくりに関する施策の推進を担うものとなります。

③「島田市公共建築物管理適正化基本方針」との関係

平成27年（2015年）3月に公表した「島田市公共建築物管理適正化基本方針」は、「公共施設マネジメント」の初年度の取組として、公共建築物を対象とし、適正な管理に向けての基本的な方針を示すために策定したものです。

この計画は、「島田市公共建築物管理適正化基本方針」の改訂版と位置付け、既に表示した公共建築物に関する方針の内容を踏襲しつつ必要な見直しを行うとともに、インフラやその他の施設に関する方針を明らかにするものとなります。

図表0-1 公共施設等総合管理計画の位置付け



※17 【島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略】国が平成26年（2014年）12月27日に定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で各地方公共団体に対し策定を要請された「地方版総合戦略」の島田市版として、平成27年（2015年）10月に策定したものです。

※18 【島田市都市計画マスタープラン】平成22年（2010年）から令和22年（2040年）までの都市づくりの施策の方向性などについて、都市の将来像を踏まえて策定したものです。

4 対象施設

この計画の策定にあたり、国（総務省）から示されている施設の区分方法^{※19}を踏まえ、市が保有する施設の類型を整理し、対象とする施設を次のように定めます。

図表 0-2 対象施設区分表

市の区分	大分類	中分類	対象(主なもの)
公共建築物	市民文化系施設	集会施設	公民館等
		文化施設	市民総合施設プラザおおるり等
	社会教育系施設	図書館	島田図書館、金谷図書館、川根図書館
		博物館等	博物館、博物館分館、大井川川越遺跡
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	総合スポーツセンターローズアリーナ等
		レクリエーション施設・観光施設	山村都市交流センターささま等
		保養施設	田代の郷温泉、川根温泉、川根温泉ホテル
	産業系施設	産業系施設	蓬萊橋 897.4 茶屋等
	学校教育系施設	学校	小学校、中学校
		その他教育施設	学校給食センター、教育センター
	子育て支援施設	幼保・こども園	保育園
		幼児・児童施設	児童館、こども館、放課後児童クラブ
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター、養護老人ホーム、デイサービスセンター等
		児童福祉施設	こども発達支援センターふわり
		保健施設	保健福祉センター
	医療施設	医療施設	総合医療センター、医師住宅
	行政系施設	庁舎等	本庁舎、支所
		消防施設	消防署、消防団詰所
		その他行政系施設	防災センター等
	公営住宅	公営住宅	市営住宅、子育て世代型住宅、小集落改良住宅
	供給処理施設	供給処理施設	田代環境プラザ等
	その他	駐車場、駐輪場	島田駅北口自転車等駐車場
		斎場	島田市斎場、島田市金谷斎場
		公衆用トイレ	蓬萊橋観光公衆便所、桜トンネル公衆用トイレ等
		専修学校	看護専門学校
		通路	島田駅南北自由通路
		その他	旧ワークセンターふれあい、旧川根焼却場
インフラ施設	道路	市道、橋りょう、トンネル、農道、林道	
	河川	河川、池沼	
	公園	都市公園	中央公園等
		普通公園	伊太谷川沿岸公園等
	防災施設	治山施設	
	水道	上水道施設	稻荷浄水場等
		飲料水供給施設	
		管路	
	下水道	下水道施設	島田浄化センター、クリーンセンター
		管きよ	

※19 【国（総務省）から示されている施設の区分方法】公共施設等の更新費用の試算に活用できるよう総務省が作成した「更新費用試算ソフト」での区分方法と、各地方公共団体が固定資産台帳を整備するにあたっての手順などについて総務省が取りまとめた「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に記載されている区分方法を、それぞれ参考にしました。
なお、これらはいずれも総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）上で公開されています。

ただし、「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」に示されている対象施設の考え方を踏まえ、次に該当する施設は除外することとします。

① 予防保全の効果が小さい施設

- 経年劣化よりも災害など短期的かつ外的な要因でその健全性が左右される可能性が大きい施設（法面、急傾斜地崩壊防止施設等）
- 主に精密機械や消耗部材で構成されており、技術の陳腐化や消耗による定期更新が必要な施設（機側操作盤、無線通信機器等）

② 規模が小さく、財政に与える影響が小さい施設（物置小屋等）

第1章 現状及び将来の見通し

この章では、公共施設等の現状と将来的な費用の見通しを分析するとともに、公共施設等の今後のあり方を考える上で把握すべき「人口」と「財政」の状況を整理します。

その上で、公共施設等に関する課題を明らかにします。

1 公共施設等の現状

まず、令和3年（2021年）3月末現在における公共施設等の状況を、類型別に把握します。

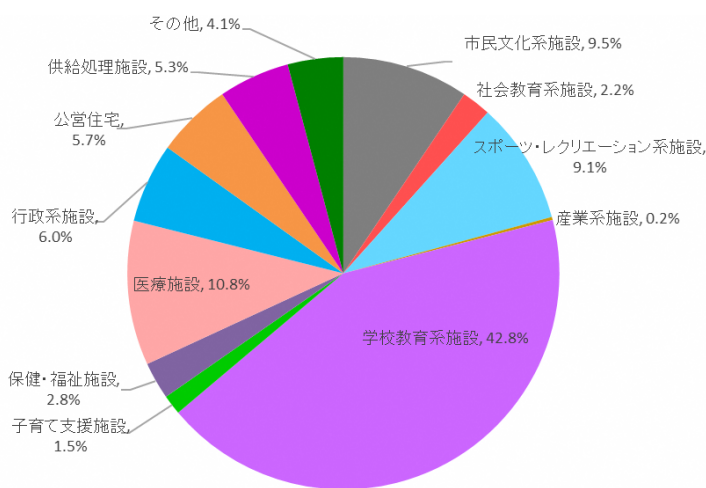
(1) 公共建築物

①用途別保有状況

▶ 令和3年（2021年）3月末現在、島田市が保有する公共建築物は275施設、建物棟数は724棟、延床面積は約34万1千㎡となっています。

▶ この内訳を用途別にみると、学校教育系施設が約14万6千㎡で全体の約43%を占めています。次いで、医療施設が約3万7千㎡で約11%、市民文化系施設が約3万2千㎡で約10%となっています。

図表 1-1 公共建築物の用途別延床面積の内訳（令和3年3月末現在）



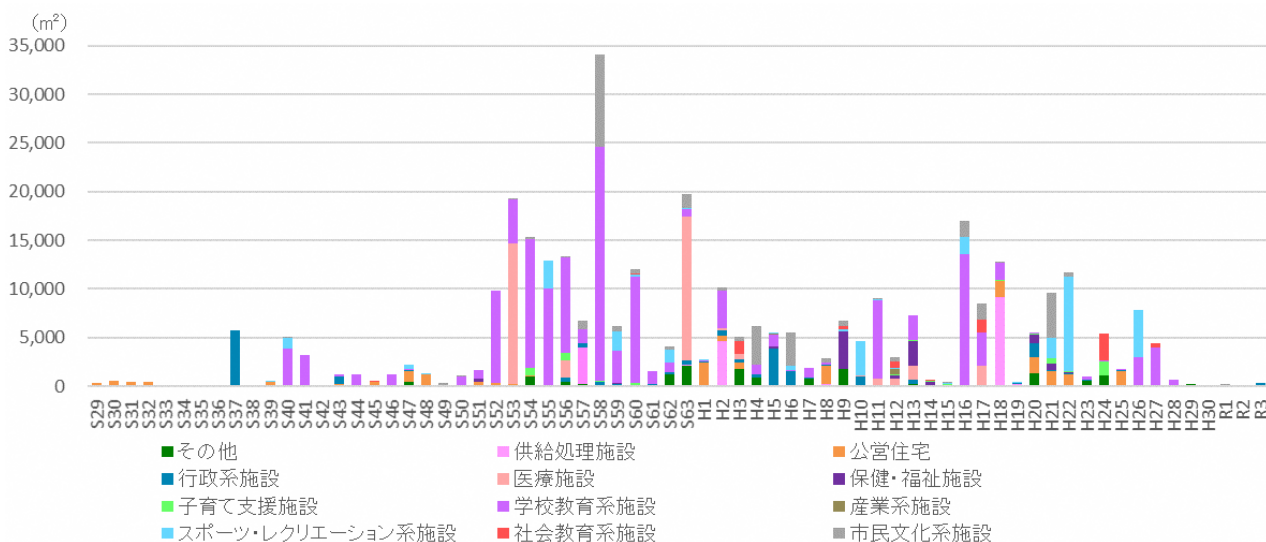
用途	延床面積 (㎡)
市民文化系施設	32,280.85
社会教育系施設	7,473.44
スポーツ・レクリエーション系施設	31,208.21
産業系施設	798.41
学校教育系施設	146,103.58
子育て支援施設	5,033.90
保健・福祉施設	9,498.38
医療施設	36,865.08
行政系施設	20,322.13
公営住宅	19,303.32
供給処理施設	18,146.46
その他	14,152.18
総計	341,185.94

※病院及び島田第四小学校は旧建物面積を計上しています。

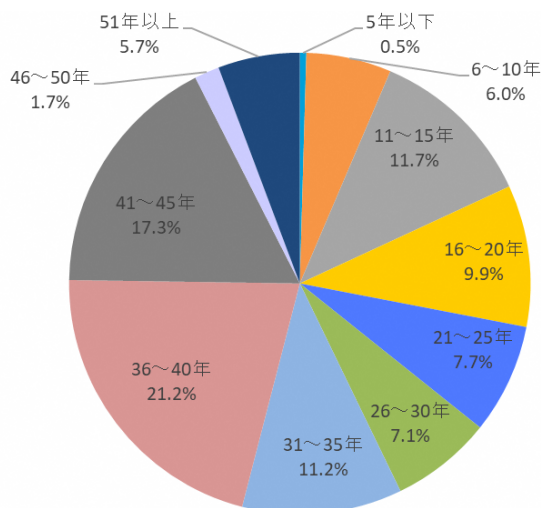
②年別整備状況

- ▶ 公共建築物が建築された年別の整備状況を見ると、昭和50年代から昭和60年代にかけて建築されたものが多くを占めています。特に、昭和58年（1983年）には、市民総合施設プラザおおりや、小学校6校、中学校1校など、最も多くの建物（53棟、延床面積約3万4千㎡）が整備されました。
- ▶ 平成に入ってからでは、合併前後の時期に建築されたものがその前後に比べて若干多くなっているものの、全体的にみれば昭和60年代以前に比べて少なくなっています。
- ▶ これらを建築後の経過年数（築年数）別に整理すると、老朽化の目安とされる築年数が31年以上の建物（昭和64年（1989年）より前に建築された建物）は、建物棟数が453棟で全体の約60%を占め、延床面積で見ると約19万4千㎡で全体の約57%を占めています。これらのうち大規模な改修や設備の更新が実施されていないものについては、早期に対策を講じる必要が生じる可能性があります。

図表 1-2 公共建築物の建築年別整備状況



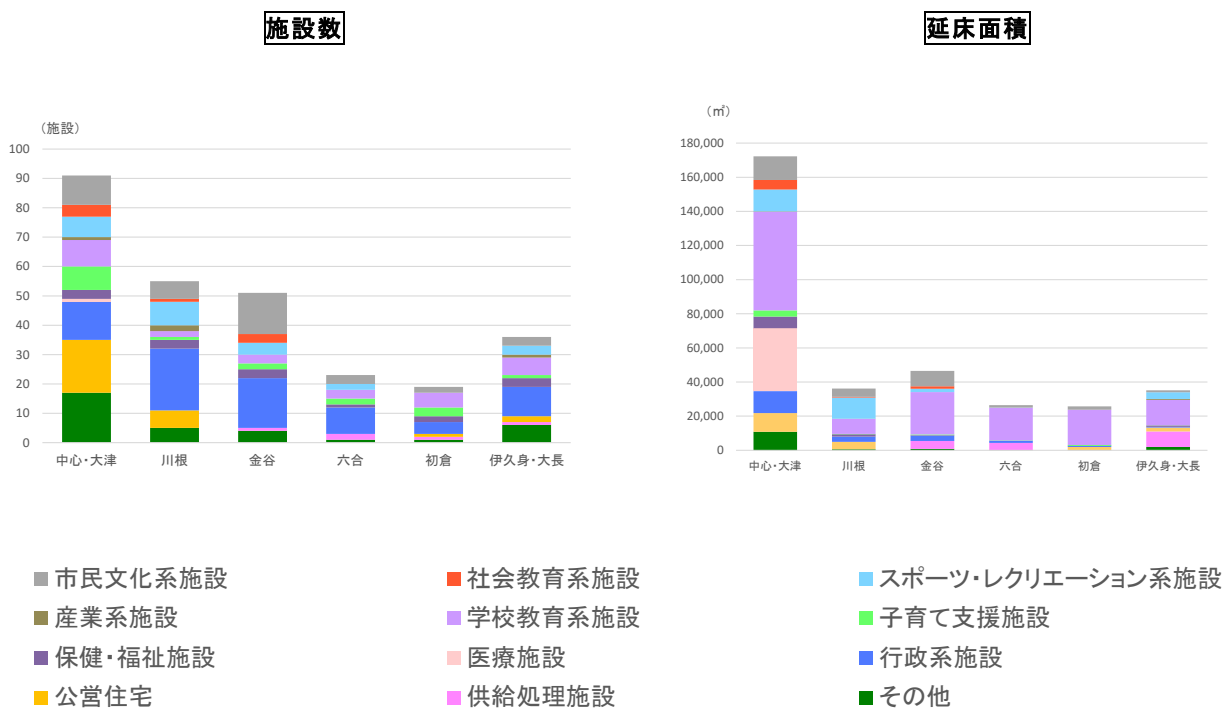
図表 1-3 公共建築物の築年数別割合（令和3年3月末現在）



③配置状況

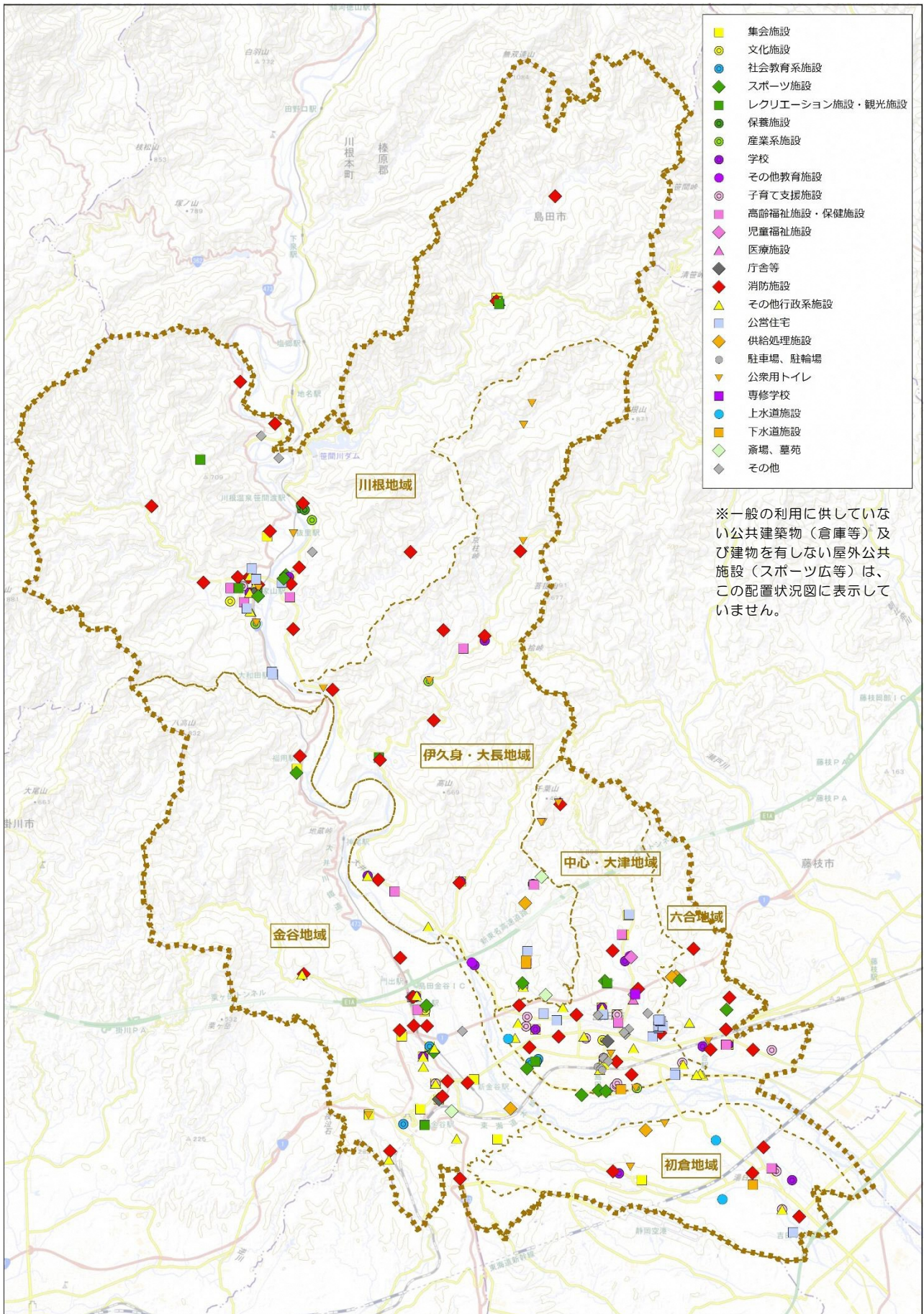
- ▶ 公共建築物の配置状況を、「島田市都市計画マスタープラン」における地域区分を参考に、6の地域に区分して整理します。
- ▶ 施設数では、中心・大津地域が91施設と最も多くなっています。これは、行政系施設に区分される消防団詰所や、公営住宅などの数が他の地域よりも多いことによるものです。
- ▶ 延床面積でも、中心・大津地域が約17万2千㎡と最も大きくなっています。これは、島田市民病院（約3万7千㎡）や島田第一中学校（約1万㎡）、島田第二中学校（約1万1千㎡）が立地していることによるものです。

図表 1-4 公共建築物の地域別配置状況（令和3年3月末現在）



※新病院（島田市総合医療センター）への移転が令和3年5月のため、旧病院の名称と延床面積を使用しています。

図表 1-5 公共施設等（公共建築物・インフラ施設）の建物配置状況



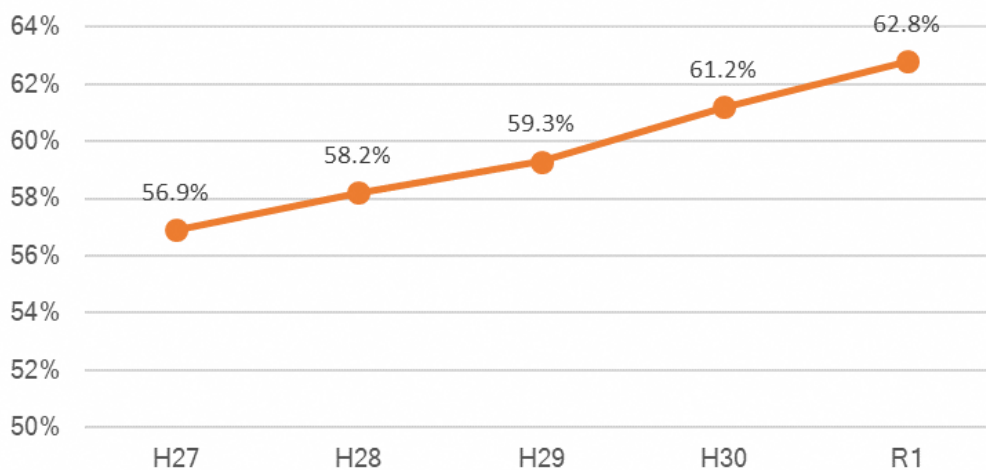
④有形固定資産減価償却率

- ▶ 「有形固定資産減価償却率」は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示すものです。これは、地方公共団体における資産の老朽化の状況を説明する一つの指標です。
- ▶ 有形固定資産減価償却率が大きいほど、資産を購入してからの経過期間が長く、老朽化が進んでいるとも考えられ、以下の式により計算します。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} / \text{取得価額（再調達価額）}$$

- ▶ ただし、長寿命化工事による使用期間の延長効果は数字に反映されないことから、施設の老朽度合や、施設の安全性の低さを直接的に示すものではありません。
- ▶ 本市の有形固定資産減価償却率は年々増加しており、令和元年度時点では61.2%となっています。静岡県内の市町のうち、政令指定都市を除く33市町の平均よりも高い値となっており、今後耐用年数の到達とともにさらに償却率が高くなることが予想されます。

図表 1－6 有形固定資産減価償却率の推移



(2)インフラ施設

①用途別保有状況

▶ 令和2年（2020年）3月末現在、島田市が保有するインフラの状況は、次のとおりとなっています。

図表 1-7 インフラの保有状況

大分類	中分類	保有量	
道路	市道	1級市道※20	42 路線 実延長：80,615.60 m 面積：581,899.61 ㎡
		2級市道※20	110 路線 実延長：137,619.3 m 面積：924,363.2 ㎡
		その他市道	3,513 路線 実延長：902,285.4 m 面積：3,547,473.4 ㎡
		照明灯※21	1,120 基
		案内標識※22	79 基
	橋りょう	1,136 橋 (8,695.30)	
	トンネル	2 箇所 (344.2m)	
	農道	125,315m (舗装延長：102,810m)	
	林道	149,630m (舗装延長：73,086m) H30.3.31 現在	
	河川	河川	準用河川
水門、ポンプ場			80 箇所
池沼		ため池	11 箇所 (総貯水量：41,150 ㎡)
公園	都市公園	都市公園	125 箇所 (敷地面積：920,877 ㎡)
	普通公園等	普通公園	14 箇所 (敷地面積：223,304 ㎡)
		その他	17 箇所 (敷地面積：33519 ㎡)
防災施設	治山施設	291 箇所	
水道	施設等	施設数	3 施設 (延床面積 1,708 ㎡)
		飲料水供給施設	26 箇所 (うち公設 15 箇所)
	管路	導水管 (水源→浄水場)	3,135m
		送水管 (浄水場→配水池)	22,172m
		配水管 (配水池→利用者)	790,743m
		簡易水道	67,100m
下水道	施設	施設数	3 施設 (延床面積 7,795 ㎡)
	管きよ	汚水管きよ	66,764m

※20 【1級市道・2級市道】道路構造令（昭和45年政令第320号）第3条に規定されている道路の区分方法です。

※21 【照明灯】主に幹線道路に設置されている照明灯を指します。生活道路に設置されている防犯灯は含みません。

※22 【案内標識】主に幹線道路の交差点付近に設置されている、方向別に行き先を案内するための標識を指します。制限速度などを示すための規制標識は含みません。

②年別整備状況

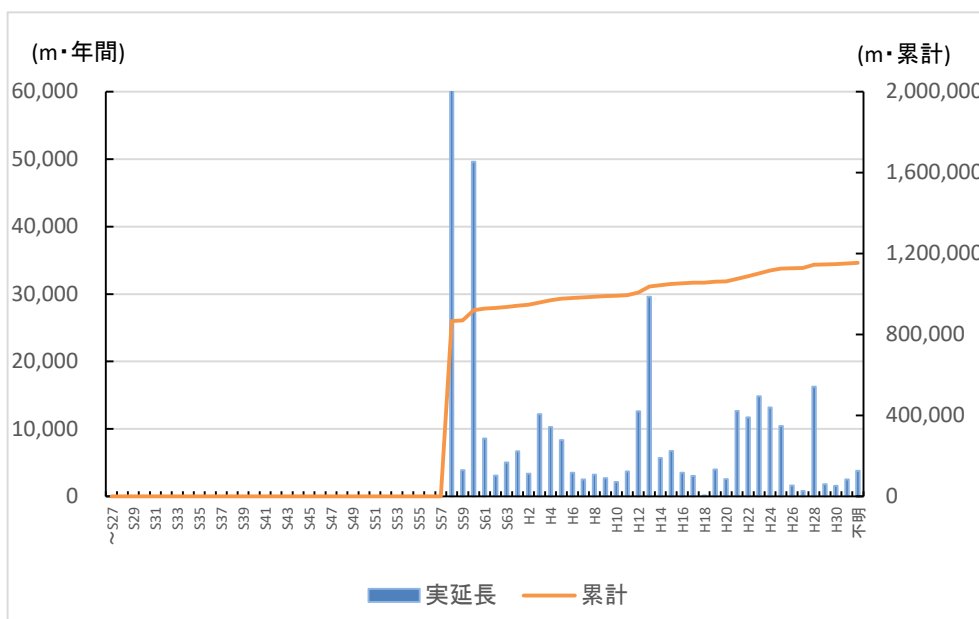
i) 道路

道路には、道路法に基づく市道やその路線内にある橋りょう・トンネルのほか、農林業の振興のために整備された農道や林道があります。

《市道》

- ▶ 島田市内には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市道が整備されており、それぞれ国、県及び事業者により管理されています。
- ▶ 令和2年（2020年）3月末の時点で島田市が管理する市道を認定した時期で整理したところ、昭和58年（1983年）、昭和60年（1985年）及び平成13年（2001年）が多くなっています。これは、それ以前に既に供用が開始されていたものについて、これらの時期に一括して認定手続きを実施した等の理由によるものです。
- ▶ 照明灯及び案内標識については、数量の把握はできているものの、整備された時期が不明なものが大半を占めているため、グラフを掲載することができません。これらについても、過去のデータを調査し、整備時期を把握する必要があります。

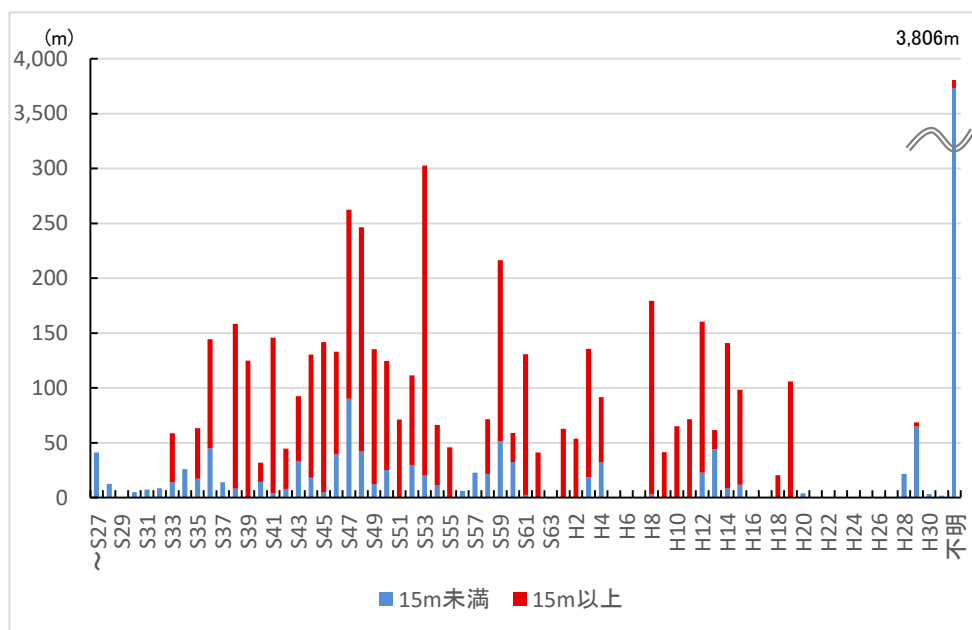
図表 1－8 市道の年別整備状況



《橋りょう》

- 「島田市橋梁長寿命化修繕計画」※23において対象としている橋長が15m以上の橋りょう等は、昭和40年代から昭和50年代前半にかけて特に集中的に整備されています。
- 橋長が15mに満たない橋りょう等の大部分は整備された時期が不明ですが、これらのうち大半は整備後相当の年数が経過しているものと考えられます。

図表 1-9 橋りょうの年別整備状況



《トンネル》

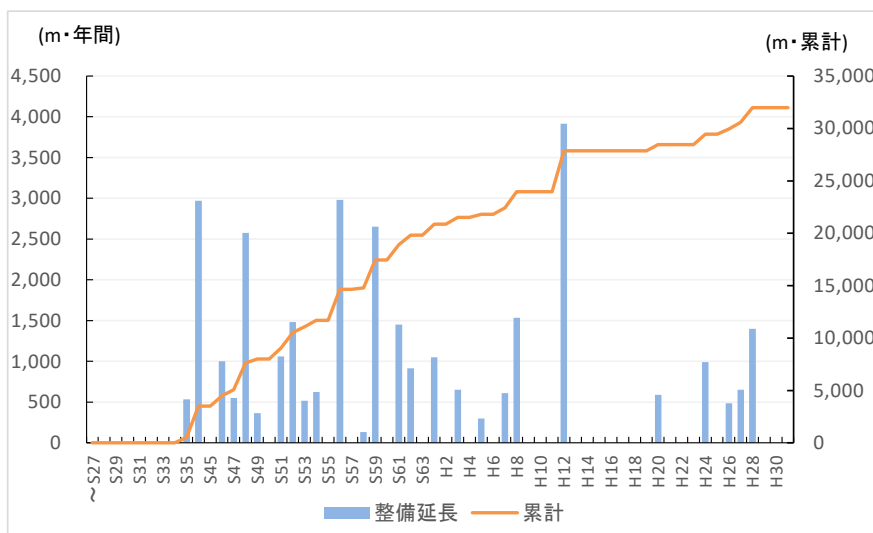
- 市道の路線内にあるトンネルは、伊久身地域にある「鍋島トンネル」（全長95.2m、昭和32年（1957年）供用開始）と、初倉地域にある「空港トンネル」（全長990mのうち島田市管理区間249m、平成14年（2002年）供用開始）の2箇所、合計344.2mを管理しています。

※23 【島田市橋梁長寿命化修繕計画】老朽化する橋りょうを限られた財源の中で効率的に維持管理していく必要があることから、適切な時期に修繕を行い、橋梁の寿命を延ばすことを目的として、平成25年（2013年）3月に策定した計画です。

《農道》

- 農道は、合併前の旧島田市及び旧金谷町で整備された農道の整備時期が不明であることから、平成20年度までは旧川根町で整備された農道のみを対象として整理しました。
- 旧川根町で整備された農道を整備された時期で整理したところ、昭和40年代から昭和50年代にかけて整備されたものが、他の時期よりも多くなっています。

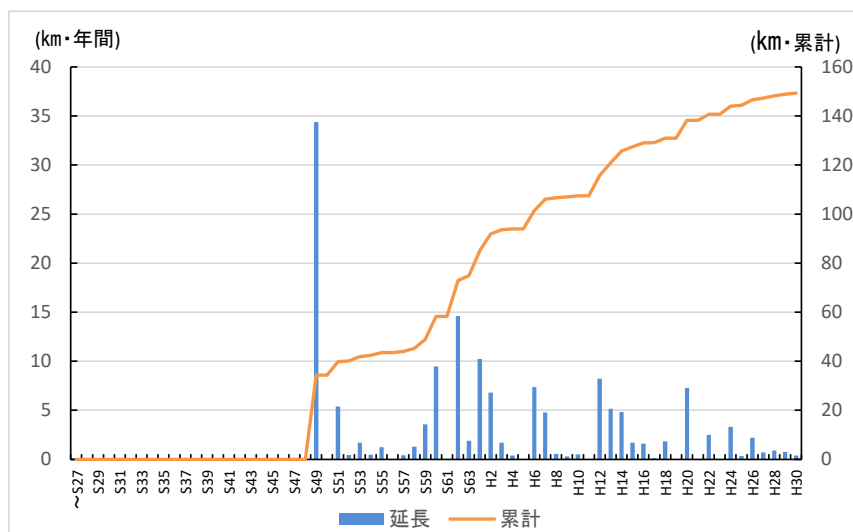
図表 1-10 農道（旧川根町分のみ）の年別整備状況



《林道》

- 林道を整備された時期で整理したところ、昭和60年（1985年）から平成2年（1990年）頃にかけて整備されたものが、他の時期よりもやや多くなっています。また、昭和49年（1974年）が特に多くなっていますが、これは、それ以前に既に整備されていたものについて、この時期に一括してデータを整理したことによるものと考えられます。

図表 1-11 林道の年別整備状況



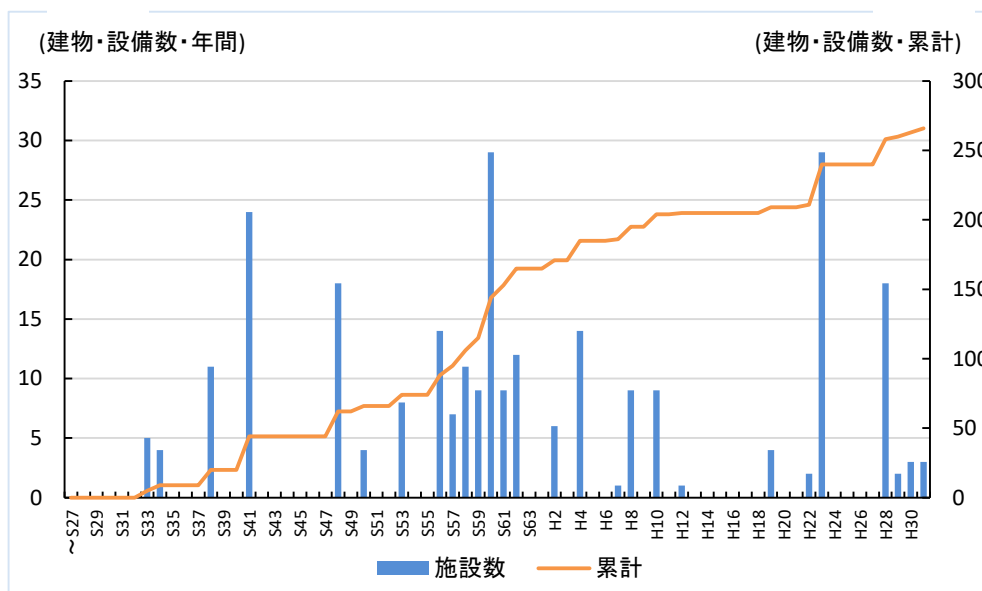
ii) 河川

- 河川には、国や県が管理する1級河川や2級河川があります。島田市が管理する河川としては、河川法の規定を準用して管理する「準用河川」と、河川法の適用を受けない「普通河川」があります。この計画では、島田市が管理する準用河川及び普通河川と、農業用に整備されたため池を対象とします。
- 河川内にある水門などの設備やため池については、整備された時期が不明であることから、年別整備状況のグラフを掲載することができません。これらについて、早急に過去のデータを調査し、整備時期を把握する必要があります。

iii) 公園

- 公園には、都市公園法の適用を受ける都市公園のほか、都市計画区域外にある普通公園や、法令に基づく公示がされていないものの管理上公園として取り扱っているものがあります。
- 公園施設長寿命化対策支援事業において対象としている15か所の公園にある建物（管理棟、トイレ等）及び設備（遊具、照明灯など）をみると、昭和50年代後半から昭和60年代初頭にかけて整備されたものが多くなっています。
- 公園自体は設置からの経過年数の影響を受けにくい施設ですが、建物や設備の老朽化は進行しています。

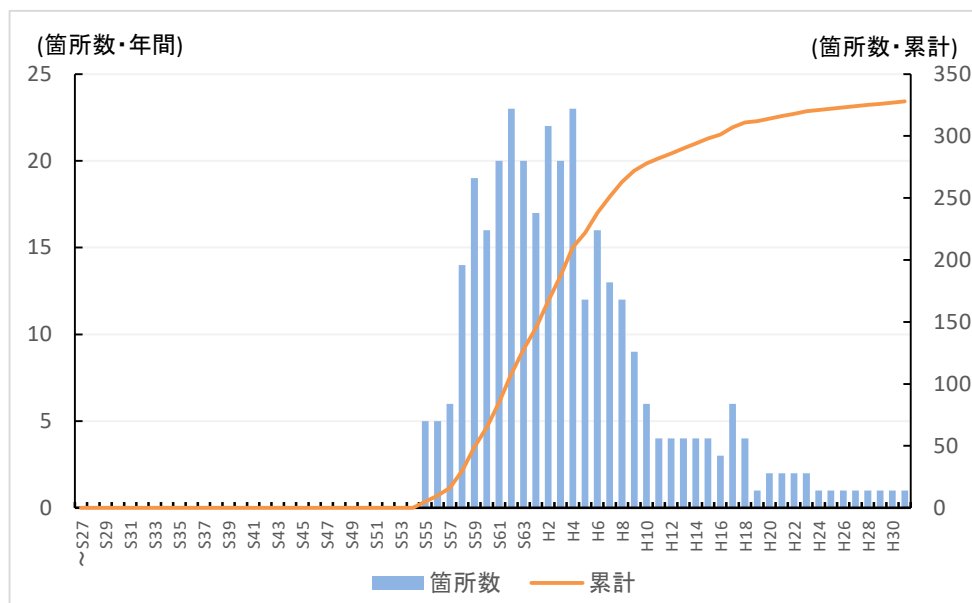
図表 1-12 公園内建物・設備の年別整備状況



iv) 防災施設

- ▶ 防災のための施設として、治山施設（水源のかん養、土砂の流出の防備などを図るために実施する森林の維持造成などの事業（治山事業）により設置された施設）があります。
- ▶ 治山施設は、昭和58年（1983年）から平成8年（1996年）頃にかけて特に多くなっています。

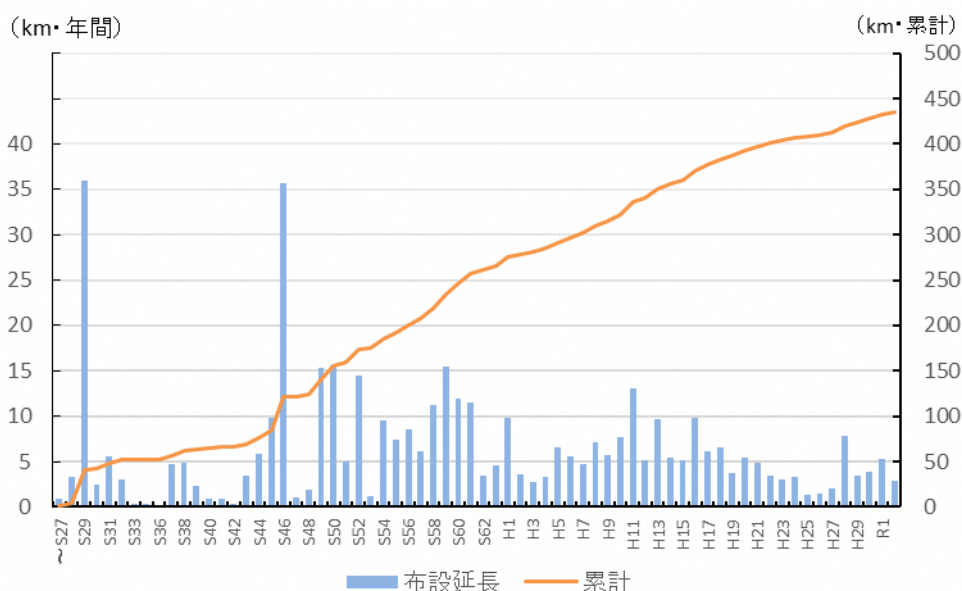
図表 1-13 防災施設（治山施設）の年別整備状況



ⅴ) 上水道施設

- ▶ 島田市内には、島田市の水道事業・簡易水道事業により水道水を供給している地域、飲料水供給施設から飲料水を供給している地域のほか、大井上水道企業団※24が水道水を供給している地域があります。この計画では、島田市の水道事業・簡易水道事業において管理する管きょと飲料水供給施設などの上水道施設をインフラ施設として位置付けます。
- ▶ 島田市の水道事業・簡易水道事業において管理する管きょについて整備した時期を整理したところ、昭和50年代から昭和60年代にかけて整備されたものが、他の時期よりもやや多くなっています。また、昭和29年（1954年）と昭和46年（1971年）が特に多くなっていますが、これは、それ以前に整備されたものがこの時期に事業認可を受けた等の理由で、一括して計上したことによるものです。

図表 1-14 上水道施設（管きょ）の年別整備状況

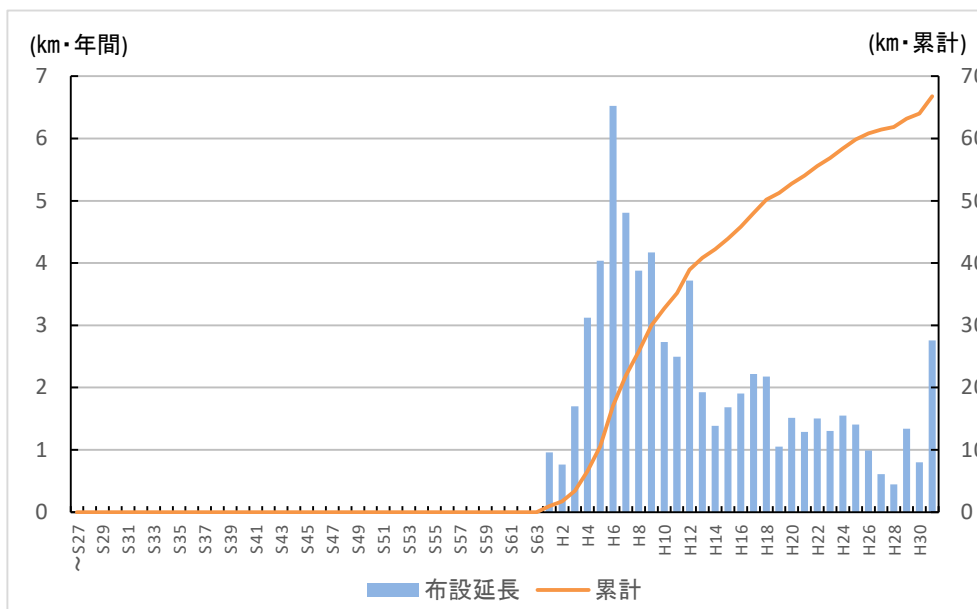


※24 【大井上水道企業団】合併前の金谷町の区域（一部を除く）及び隣接する牧之原市の一部の区域に水道水を供給することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）上の一部事務組合として関係市が設置する団体で、島田市とは別の地方公共団体です。

vi) 下水道施設

- 島田市では、平成7年（1995年）に公共下水道の供用を開始しました。
- 公共下水道の汚水管きょについて整備した時期で整理したところ、平成5年（1993年）から平成10年（1998年）にかけて特に集中して整備されています。

図表 1-15 下水道施設（汚水管きょ）の年別整備状況



2 公共施設等の修繕・更新費用の将来推計

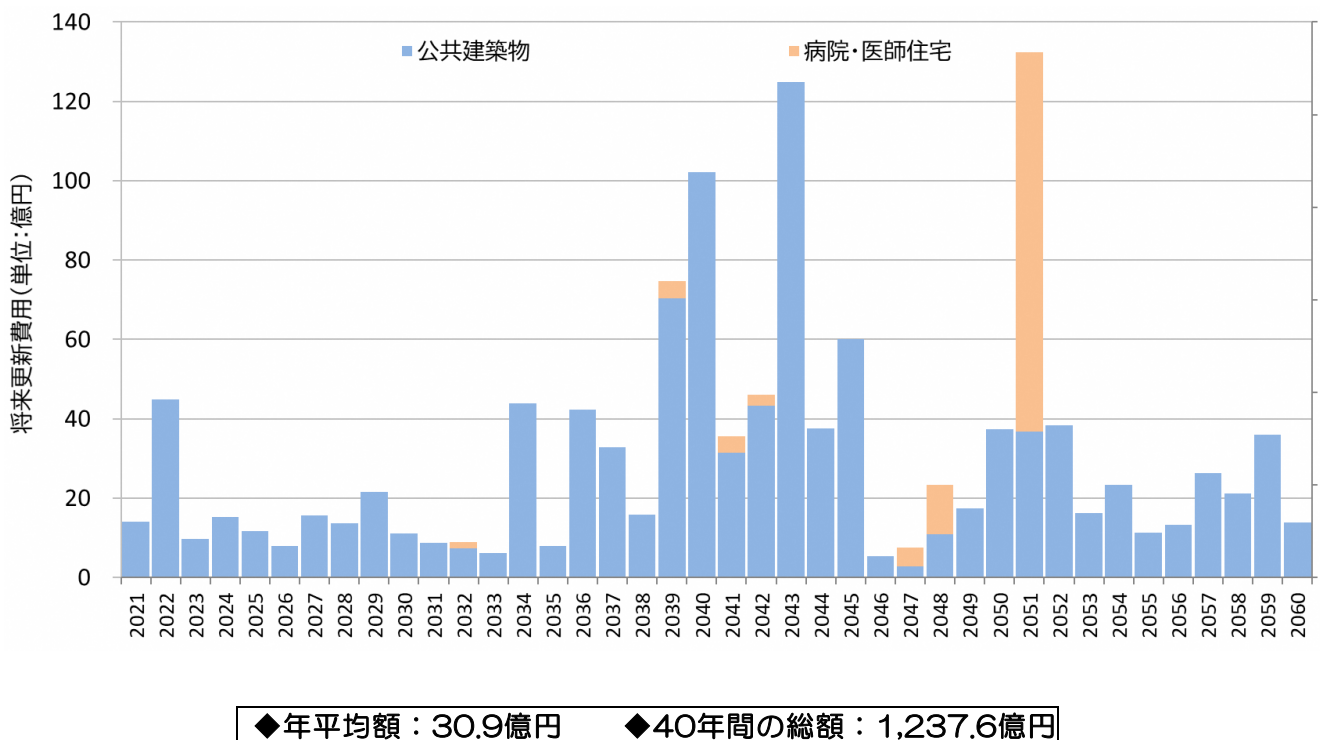
全ての公共施設等^{※25}を現在の保有量のまま維持管理しつつ一定の周期で修繕・更新した場合に、今後発生が見込まれる費用を推計します。

この計画では、更新費用が財政に与える影響が大きいと考えられる学校や橋りょうといった施設がこの先20年から30年までの間に一斉に更新時期を迎え、財政負担が集中すると想定されることから、その前後のおおむね10年間に財政負担を分散（平準化）させることを見据え、推計期間を今後40年間に設定^{※26}しました。

(1) 公共建築物

- ▶ 公共建築物の耐用年数を標準的な60年とし、建築後30年で大規模な改修を行った後、60年目で更新（建替え）を行う場合に必要となる費用を試算しました。
- ▶ 公共建築物（医師住宅含む）は、2039年～2045年にかけて集中して費用が発生するものと見込まれます。病院は、2051年に大規模な改修の時期を迎えます。

図表 1-16 公共建築物（病院・医師住宅含む）の修繕・更新費用の将来推計



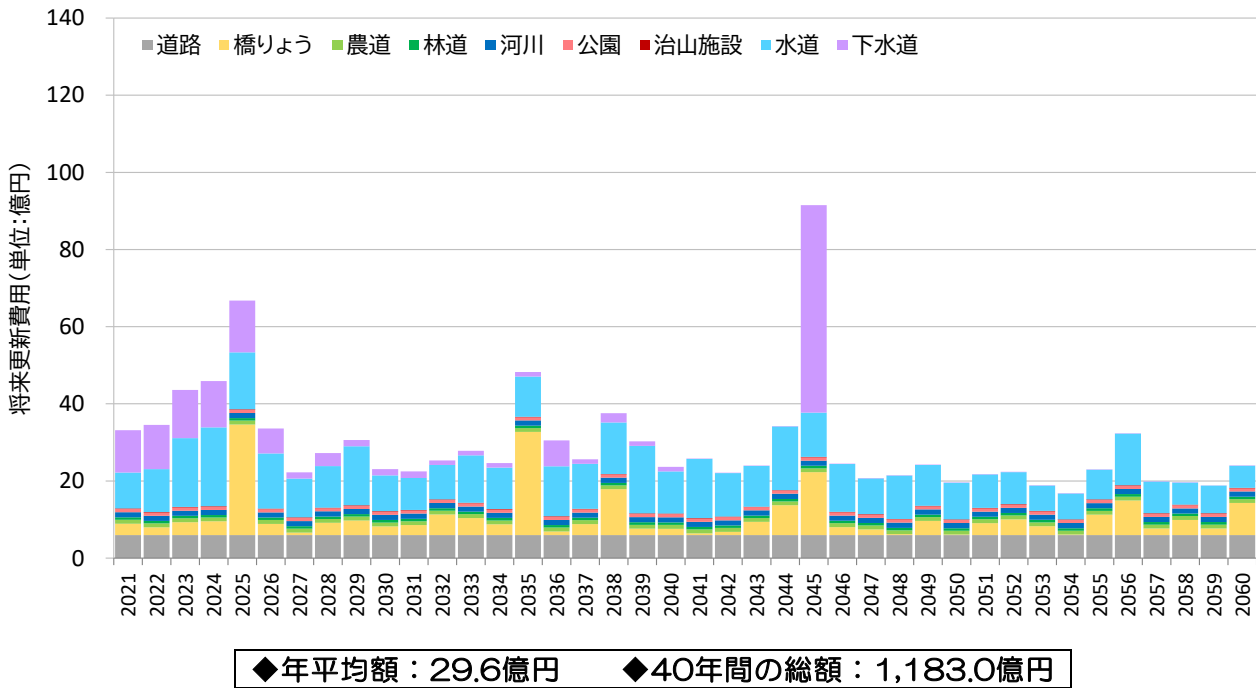
※25 【全ての公共施設等】「島田市公共建築物管理適正化基本方針」では、島田市民病院及び上水道施設（浄水場等）は試算の対象外でしたが、この計画ではこれらを試算の対象としました。病院及び島田第四小学校は新築後の情報です。

※26 【推計期間を今後40年に設定】「島田市公共建築物管理適正化基本方針」では、試算の期間を今後30年間に設定しましたが、インフラを含めて改めて試算するにあたり、インフラの更新時期や平準化の検討期間を踏まえて再設定しました。

(2) インフラ施設

- インフラ施設に分類される施設の全体的な費用は、次のとおりです。
- インフラ施設にかかる費用は、今後6年程度、他の時期よりも多くなるものと見込まれます。また、2045年は、下水道の施設の更新費用等が集中して発生することが見込まれます。

図表 1-17 インフラ施設の修繕・更新費用の将来推計



3 公共施設等を取り巻く諸情勢

(1) 人口の推移と将来の見通し

①総人口の推移と年齢構成の変化

- ▶ 国勢調査に基づく島田市（合併前の島田市、金谷町及び川根町の区域）の総人口は、昭和55年（1980年）には約10万人でしたが、15年後の平成7年（1995年）には約10万3千人に増加しました。
- ▶ その後は徐々に減少し、前回国勢調査が実施された平成27年（2015年）の時点では、10万人を下回っています。
- ▶ 島田市の総人口について年齢構成別の割合でみると、人口が最も多かった平成7年（1995年）に年少人口（14歳以下人口）を高年齢人口（65歳以上人口）が上回り、それ以降、年少人口と生産年齢人口（15歳以上64歳以下人口）の割合が下降する一方で、高年齢人口の割合が上昇しています。

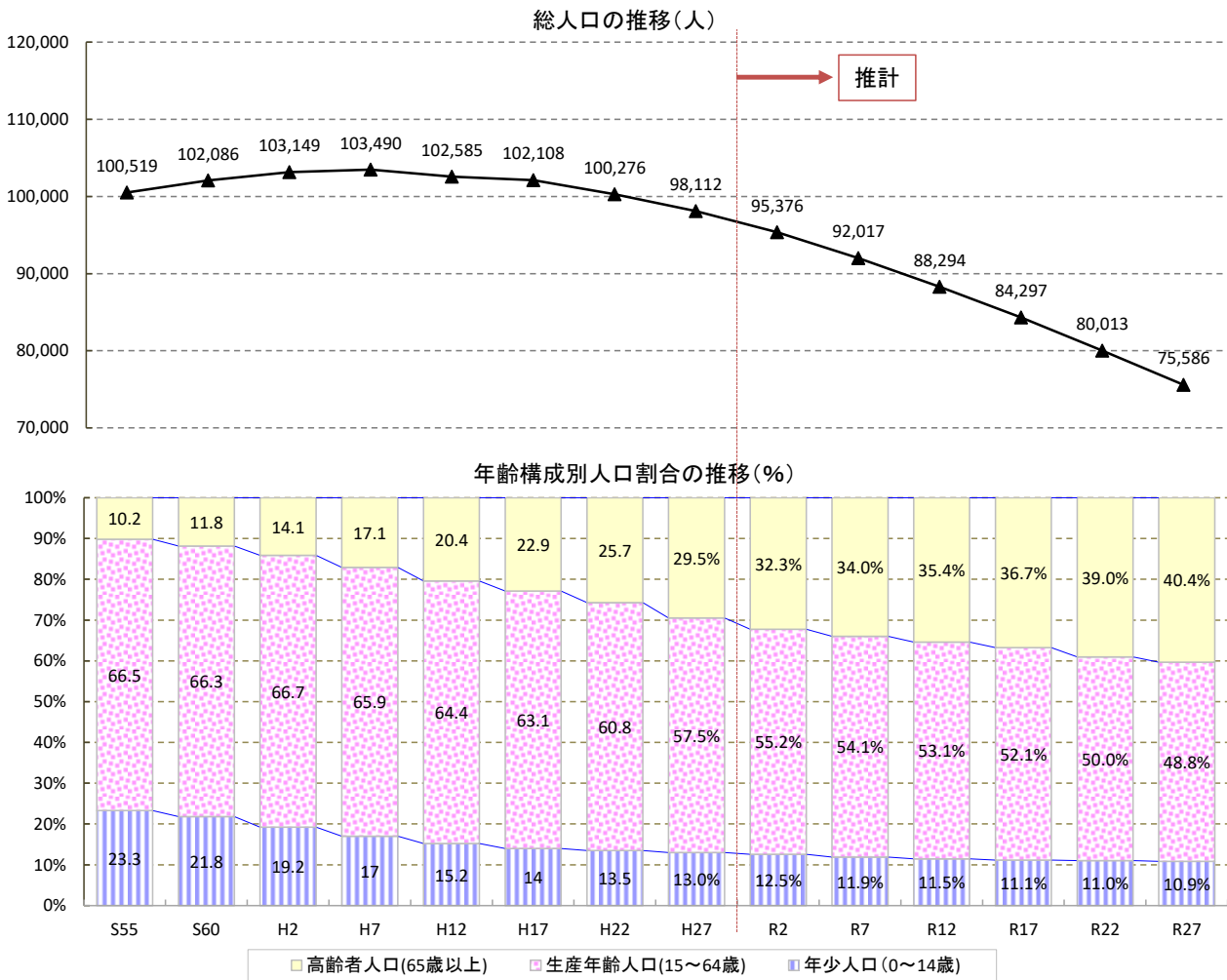
②人口の将来展望

i) 国立社会保障・人口問題研究所による推計

- ▶ 国立社会保障・人口問題研究所^{※27}が平成30年（2018年）3月に公表した推計値によると、島田市では、令和12年（2030年）には総人口が9万人を下回り、令和27年（2045年）には約7万6千人になると推計されています。
- ▶ また、年少人口と生産年齢人口の割合がそれぞれ下降する一方で、高年齢人口の割合は令和27年（2045年）には40.4%まで上昇すると予測されています。
- ▶ 年少人口と生産年齢人口は、総人口の減少とあいまって人数が減少していますが、高年齢人口は総人口が減少する状況にあっても人数に大幅な変化がみられません。

※27 【国立社会保障・人口問題研究所】 少子高齢化に対応した政策の形成に役立つ基礎的な情報を提供するため、人口や世帯の動向を調査するとともに、年金をはじめとする社会保障制度に関する研究を行う国立の機関です。

図表 1-18 島田市の総人口・年齢構成別人口の推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所が公表する資料に基づき作成

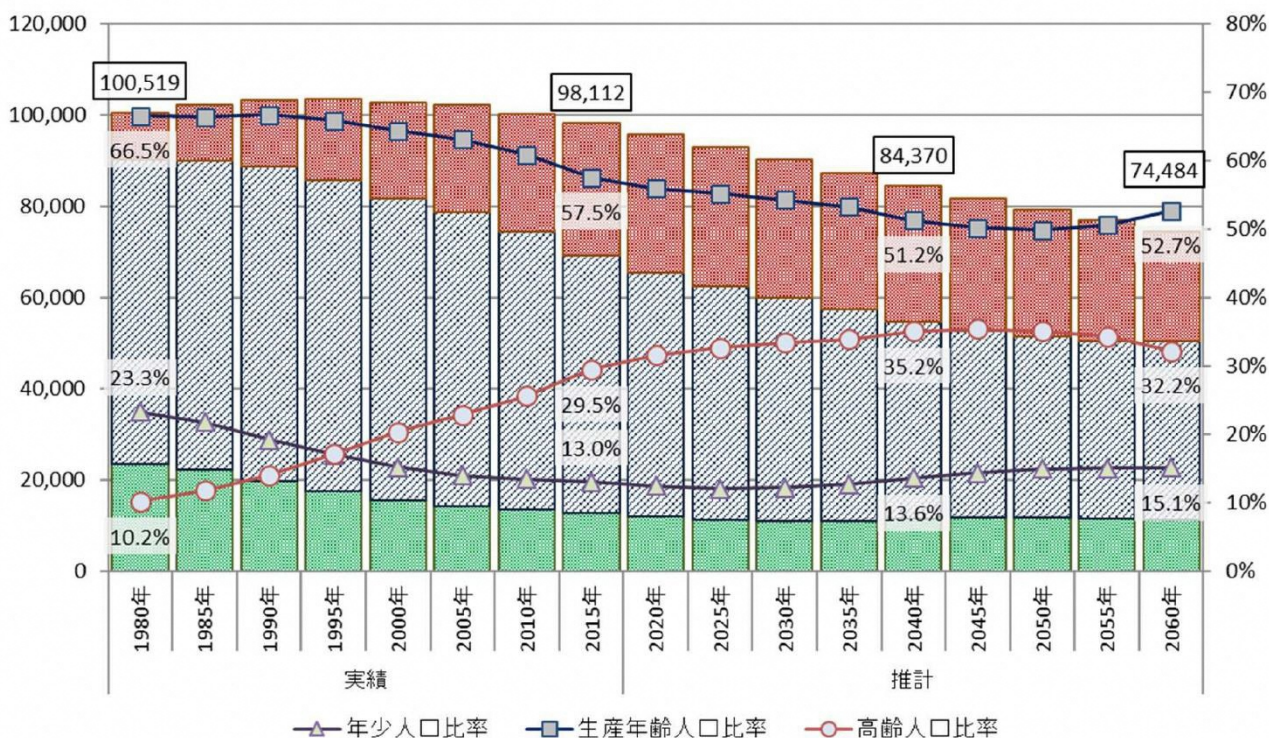
ii) 「島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における展望

- 現在、国、静岡県及び島田市が取り組んでいる「まち・ひと・しごと創生」※28に関する施策の効果が十分に発現すれば、令和22年（2040年）には人口が約8万4千人、高齢化率が35.2%となります。
- その後は緩やかな人口減少と年齢構成のバランス維持により、高齢化率は下降するものと想定されています。

※28 【まち・ひと・しごと創生】人口の急激な減少や高齢化の進展といった国全体が直面する課題に対応するため、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生するための取組を指します。島田市では、平成27年（2015年）10月に「島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定・公表し、令和2年3月に「島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和元年度改訂版）」と「第2期島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

図表 1-19 「島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和元年度改訂版）」

における人口の推計※29



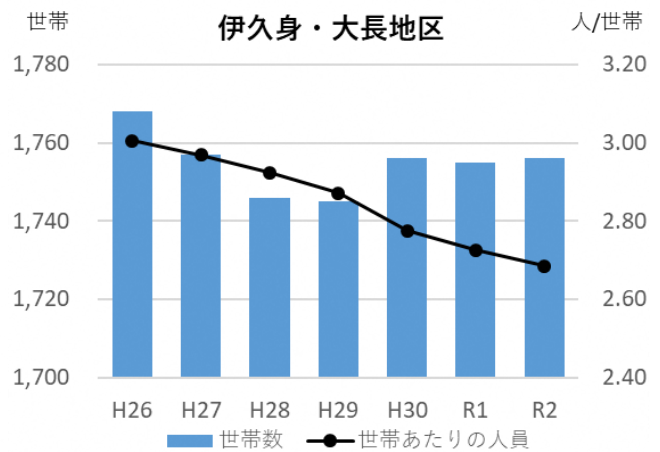
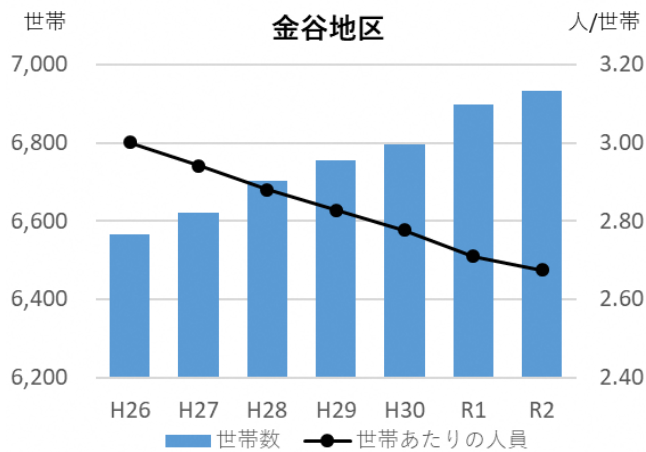
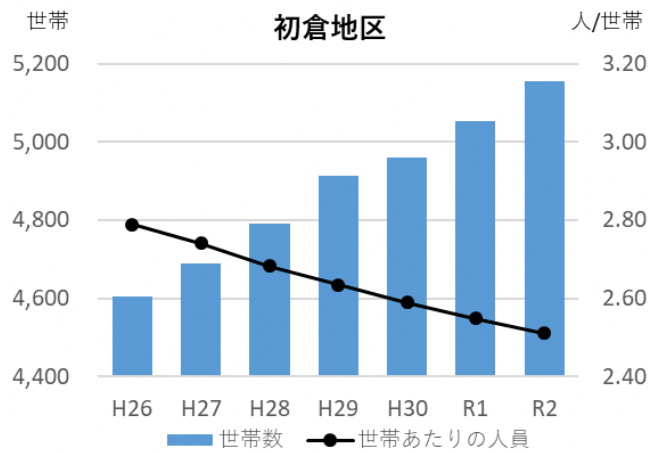
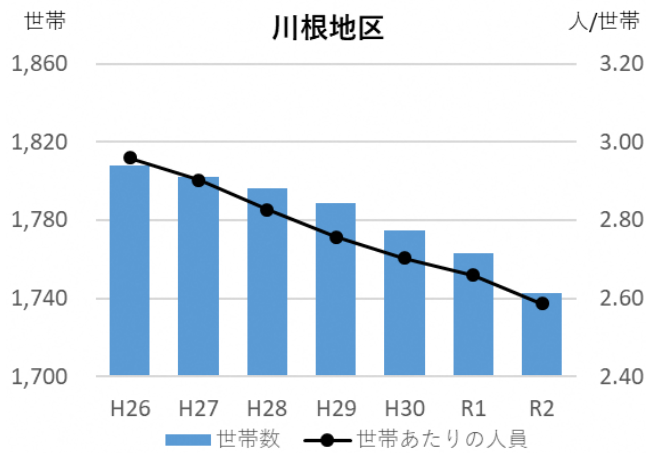
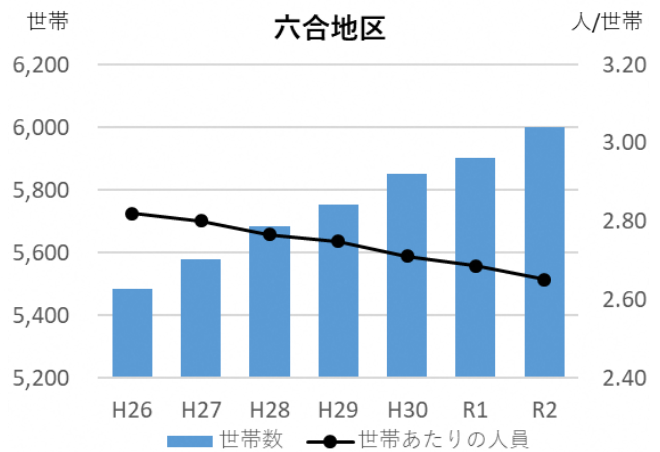
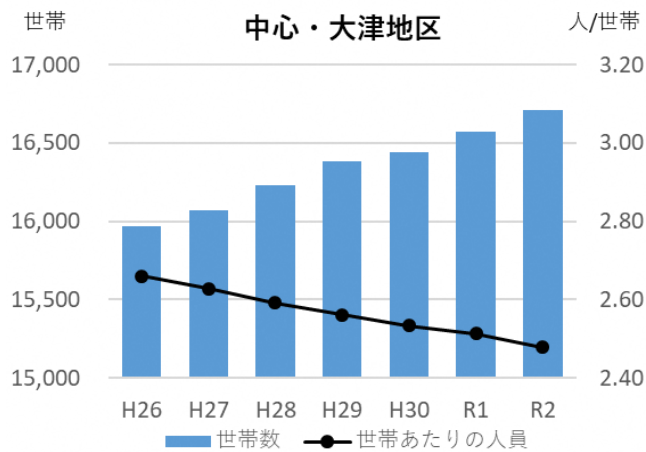
③地域別人口の推移と将来展望

- ▶ 住民基本台帳※30に基づく平成25年（2013年）以降の世帯数と一世帯あたりの人員の推移を6の地域区分ごとに見ると、世帯数は一部の地域で減少の傾向がみられるものの、ほとんどの地域で増加しています。
- ▶ 地区別の世帯数は、中心・大津、六合、初倉、金谷地区の4地区が増加傾向、伊久身・大長地区が横ばい、川根地区が減少傾向となっています。
- ▶ 1世帯あたりの人員は、全ての地区において減少傾向となっています。1世帯あたりの人員の減少は、多世代家族の減少や核家族・単世帯の増加の指標となり、今後、当面の間、減少傾向が継続するものと見込まれます。

※29 【「島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和元年度改訂版）」における人口の推計】このグラフは、令和22年（2040年）の合計特殊出生率が2.07で、社会移動が令和2年（2020年）頃に均衡した場合の推計です。この「人口ビジョン」では、この推計を踏まえるとともに、更なる合計特殊出生率の上昇、転入超過、長寿による人口増加を目指し、今後の地方創生の進展を期待して、令和42年（2060）の目標人口を8万人としています。

※30 【住民基本台帳】昭和55年以降の島田市の総人口の推移及び将来展望については、5年おきに実施される国勢調査の結果に基づいて整理しています。一方、地域別人口の1年ごとの推移については、島田市が備える住民基本台帳に記録されている人口に基づいて整理しています。

図表 1-20 島田市の地域別世帯数と一世帯あたり人員の推移

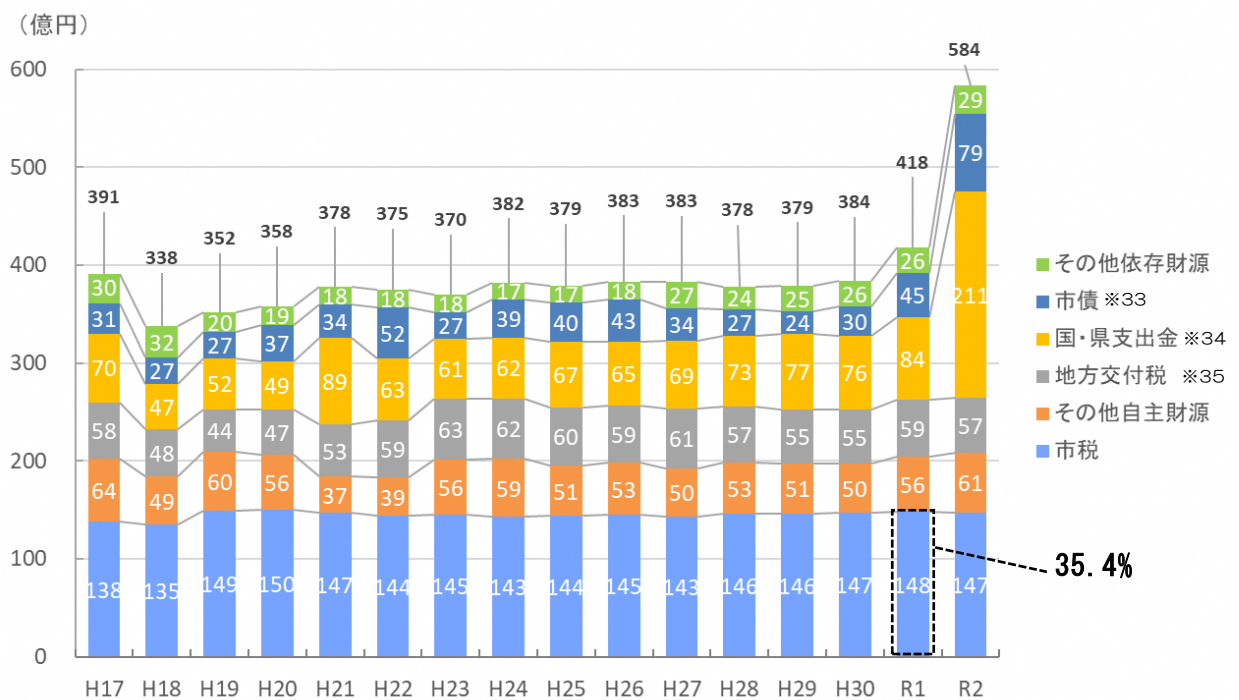


(2) 財政の状況

①歳入の状況

- ▶ 島田市の普通会計^{※31}の歳入の状況をみると、歳入の総額は平成17年（2005年）の新市誕生後数年は若干の増減がありましたが、以降は横ばいで推移しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策に関連した国庫支出金により増加している。
- ▶ 歳入の内訳をみると、市税が三位一体改革^{※32}による税源移譲に伴い平成19年度（2007年度）に増加しています。新型コロナウイルス感染症の影響を受けない令和元年度（2019年度）における市税の割合は総額の35.4%となっています。

図表 1-21 歳入状況（普通会計決算）



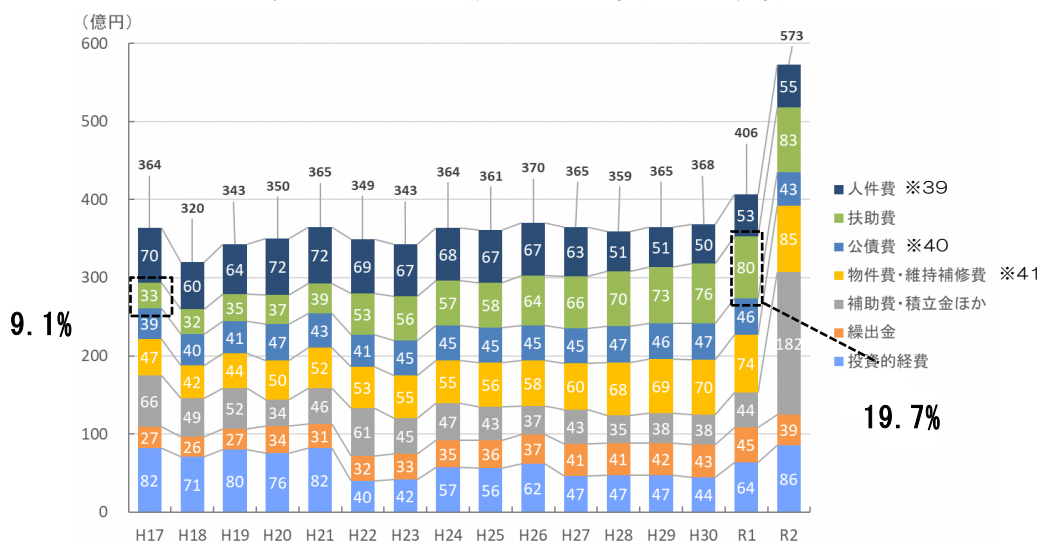
※31 【普通会計】地方公共団体ごとに各会計が異なっているため、財政状況の統一的な把握及び比較をするため統計上用いられる会計区分です。島田市の場合、一般会計（市の一般的な事務に関連する会計）と、土地取得事業特別会計・休日急患診療事業特別会計の2つの特別会計（特定の事業を行うにあたり他の会計と区分する必要がある場合に設ける会計）が普通会計に該当します。普通会計に該当しないものとしては、国民健康保険事業特別会計など4つの特別会計と、水道事業・病院事業・公共下水道事業の3つの企業会計（事業収益により経営する企業の会計）があります。

※32 【三位一体改革】地方行政への国の関与を縮小し、地方分権を推進するため、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行われた改革で、平成17年（2005年）11月の政府・与党合意などを経て進められた結果、国から地方へ約3兆円の税源が移譲されました。

②歳出の状況

- ▶ 島田市の普通会計の歳出の状況をみると、歳出の総額は平成17年（2005年）の新市誕生後数年は歳入同様若干の増減がありましたが、横ばいで推移しています。令和2年度は新型コロナウイルス対策により増加しています。
- ▶ 歳出の内訳をみると、投資的経費※36は平成17年度（2005年度）では約82億円で総額の約23%を占めていましたが、令和元年度（2019年度）は約64億円で減少し、総額に占める割合も約16%に下降しています。
- ▶ 一方、義務的経費※37は、平成17年度（2005年度）では約142億円で総額の約39%でしたが、令和元年度（2019年度）は約179億円で増加し、総額に占める割合も約44%に上昇しています。
- ▶ 義務的経費のうち特に扶助費※38の推移をみると、平成17年度（2005年度）では約33億円で総額の約9%でしたが、令和元年度（2019年度）は約80億円で2倍以上増加し、総額に占める割合も約19.7%に上昇しています。

図表 1-22 歳出状況（普通会計決算）

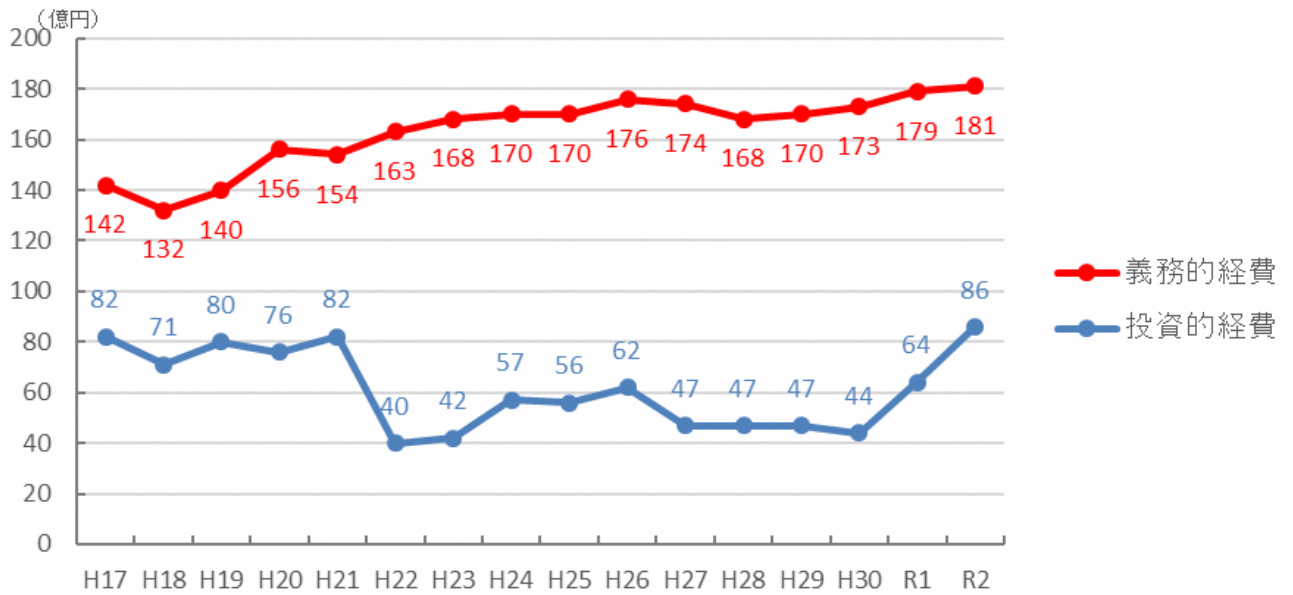


- 平成17年度（2005年度）については合併前の島田市及び金谷町並びに川根町の決算額を、平成18年度（2006年度）及び平成19年度（2007年度）については島田市及び川根町の決算額を、それぞれ合算しています。
- 各年度の内訳の数値は、1億円未満の端数を四捨五入しているため、これらを各年度別に合算した場合に合計額と一致しないことがあります。

資料：島田市決算統計資料に基づき作成

- ※36 【投資的経費】道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅等の建設といった社会資本の整備等に要する経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されます。
- ※37 【義務的経費】法令などの規定により任意に削減できない（非弾力的性格の強い）経費で、一般には、人件費、扶助費、公債費を指します。
- ※38 【扶助費】社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者等に対する支援に要する経費（児童手当、医療費助成、生活保護費等）を指します。
- ※39 【人件費】議員報酬、職員給与、嘱託員報酬及び臨時職員賃金を指します。
- ※40 【公債費】地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還等に要する経費を指します。
- ※41 【物件費】人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的（支出の効果が単年度又は極めて短期的なもの）の費用の総称です。

図表 1-2-3 義務的経費・投資的経費の推移（普通会計決算）

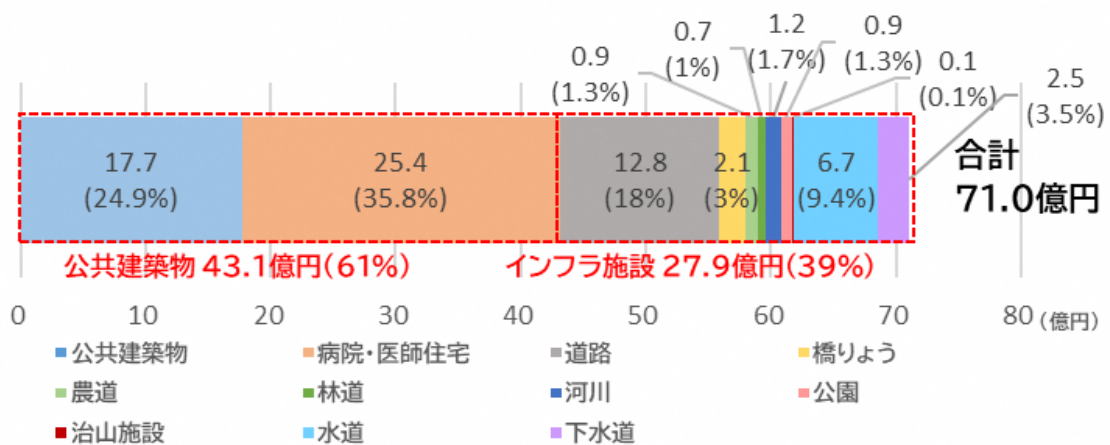


資料：島田市決算統計資料に基づき作成

③投資的経費の状況

- ▶ 将来、公共施設等の新設、修繕、更新等の費用としてどのくらいの額を充てることが可能かを把握するため、投資的経費の最近の状況を整理しました。
- ▶ 平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5年間における経費の平均額は、公共建築物、インフラ施設の合計で約71.0億円となっています。
- ▶ 内訳をみると、公営事業会計を含む公共建築物が約43.1億円、インフラ施設が約27.9億円となっています。

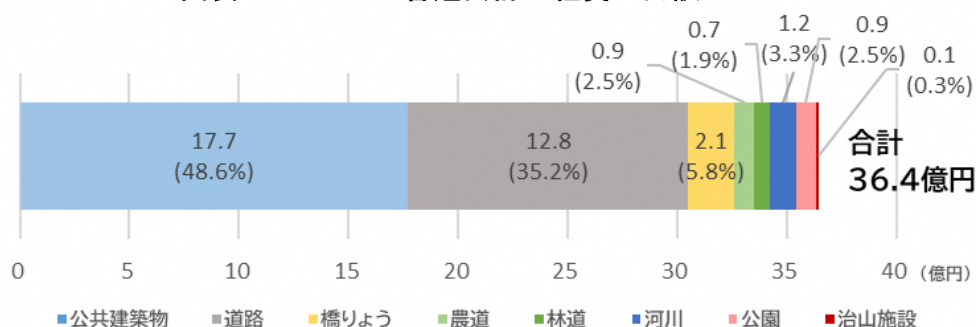
図表 1-2-4 投資的経費の内訳



資料：島田市決算統計資料及び財務会計システムデータに基づき作成

- ▶ 会計別に内訳をみると、普通会計の約36.4億円のうち、公共建築物が最も多く約17.7億円（48.6%）となっており、次に道路が約12.8億円（35.2%）となっています。

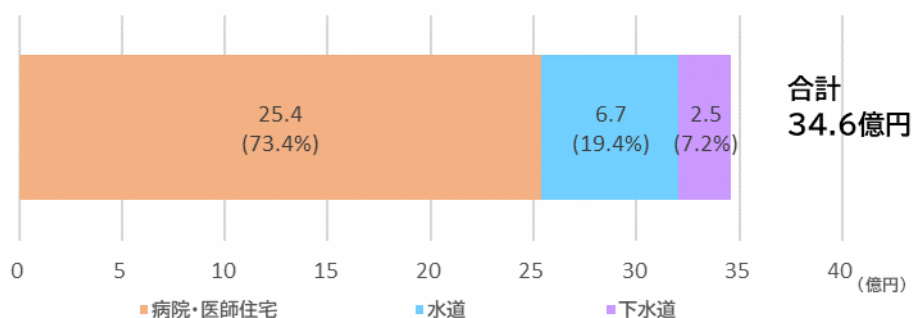
図表 1-25 普通会計の経費の内訳



資料：財務会計システムデータに基づき作成

- ▶ また、公営企業会計の合計約34.6億円のうち、病院・医師住宅が最も多く約25.4億円（73.4%）となっており、次いで水道が約6.7億円（19.4%）となっています。

図表 1-26 公営事業会計の経費の内訳

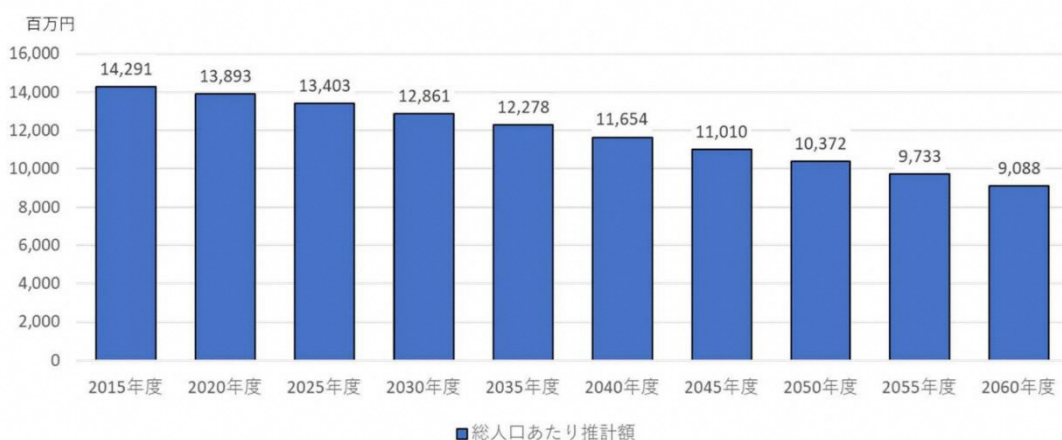


資料：島田市決算統計資料に基づき作成

④財政の将来展望

- ▶ 歳入は、今後の総人口の減少、特に生産年齢人口の減少に伴い、市税のうち特に個人市民税が減少するものと見込まれます。

図表 1-27 地方税（一般会計・市税歳入の見通し）



資料：「島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和元年度改訂版）」における試算

- ▶ 歳出は、義務的経費、特に扶助費が増加する傾向が既にみられますが、今後の高齢化の進行に伴い、この傾向は依然として継続するものと見込まれます。

④公共施設等の管理運営費の状況

- ▶ 市民一人当たりに対する公共施設管理運営費は年々上昇しています。今後、公共施設を賢く持って、賢く使う取り組みの推進が必要です。

図表 1-28 公共施設管理運営費の市民一人当たりの負担額

年度	費用
H28	19,766 円/人
H29	20,122 円/人
H30	20,597 円/人
R1	21,315 円/人
R2	22,672 円/人

資料：第2次島田市総合計画の進捗状況の評価

計算方法

住民基本台帳登録人口 / 公共施設の管理運営費 - 使用料収入

第2章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

この章では、第1章で整理した課題を踏まえ、全ての公共施設等を対象として、その管理に関する基本的な方針を定めます。

1 計画期間

- ▶ 島田市では、公共施設等の修繕、更新にこれまで以上の費用がかかることになると見込まれます。
- ▶ 特に、第1章で整理した公共施設等の修繕・更新費用の将来推計をみると、この先20年から30年までの10年間は、更新時期を迎える公共施設等が集中し、財政への負担が増大することが懸念されます。このため、更新が集中する時期の前後へ財政負担を分散（平準化）するなど、この時期を乗り越えるための長期的かつ計画的な取組が必要となります。
- ▶ このような状況を踏まえ、この計画は、平成28年度（2016年度）から令和37年度（2055年度）までの40年間の計画とします。

2 現状や課題に関する基本認識

第1章で把握・分析した公共施設等、人口、財政の現状と将来の見通しを踏まえ、全ての公共施設等に共通する課題を整理します。

(1) 老朽化の進行

①経年劣化

- ▶ 公共施設等の多くが整備されてから相当の年数が経過しており、本体や附帯設備の劣化が進行していると考えられますが、全ての公共施設等についてその状況を総合的に把握するには至っていません。
- ▶ 物理的な劣化の進行に伴う安全性、利便性や快適性の低下を抑え、品質を確保するための取組が必要となります。

②求められる品質・性能とのミスマッチ

- ▶ 老朽化が進んだ公共施設等では、福祉機能の向上（バリアフリー・ユニバーサルデザイン※42）、環境負荷の軽減（省CO2※43）など、時代の変化に伴い新たに求められるようになった品質や性能の基準を満たさない状態となっているものがあります。
- ▶ 南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、公共施設等を整備した時点で求められていた耐震性能では現在の耐震性能の基準を満たさないおそれがあることから、耐震化の実施状況を把握し、耐震性能ランクⅡ以下の場合は基準を満たすよう必要な措置を講じなければなりません。

図表 2-1 公共建築物の耐震化の状況

ランク		東海地震に対する耐震性能	棟数
Ⅰ	I a	耐震性能が優れている建物 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	123
	I b	耐震性能が良い建物 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。	120
Ⅱ		耐震性能がやや劣る建物 建築基準法上の耐震性能を有し、倒壊する危険性は低い が、かなりの被害を受けることも想定される。	11
Ⅲ		耐震性能が劣る建物 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが 想定される。	0
耐震診断未実施			4

資料：島田市が所有する公共建築物の耐震性能リスト※44（令和2年5月）に基づき作成

※42 【バリアフリー・ユニバーサルデザイン】「バリアフリー」は、障害者、高齢者、妊婦や子ども連れの人などが社会生活をしていく上でバリアとなる物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方です。「ユニバーサルデザイン」は、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方です。これらはいずれも、障害の有無や年齢などに関わらず一人ひとりが自立しつつ互いに支え合う共生社会の実現を目指すにあたっての基本的な考え方として、国が平成20年（2008年）3月に定めた「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に明記されています。

※43 【省CO2】地球温暖化をもたらす温室効果ガスの一つである二酸化炭素（CO2）の排出量の削減に向けた取組を指します。

※44 【島田市が所有する公共建築物の耐震性能リスト】島田市の公共建築物のうち重要な276棟（278区分）について、その耐震性能をランク付けしたリストです。このうち、耐震診断が未実施となっている建物はいずれも、解体予定の建物、公用施設及び木造の建物です。

(2) ニーズの縮小

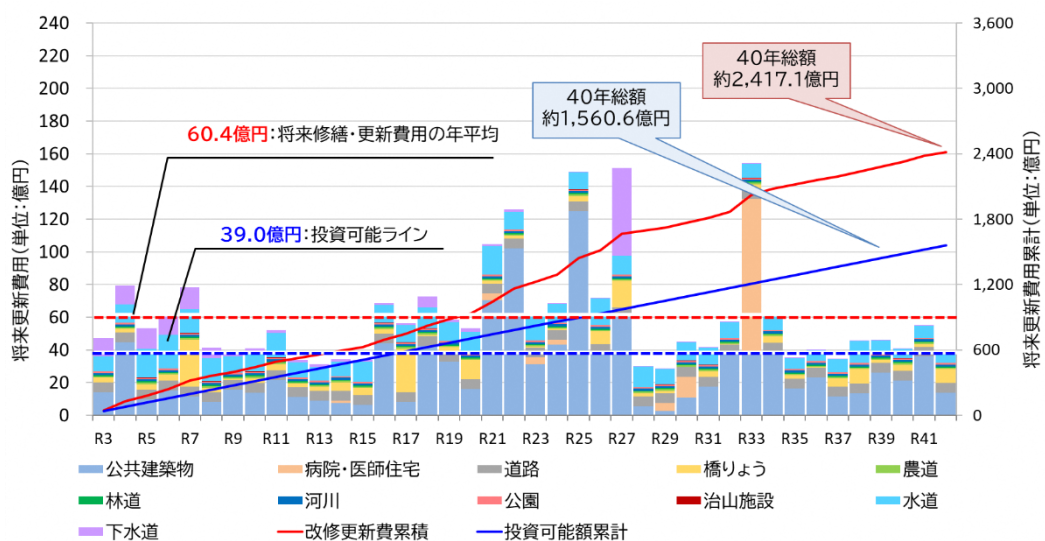
- ▶ 公共施設等は、総人口の増加に合わせて整備されてきました。
- ▶ 今後、総人口が減少することに伴い、公共施設等全体に対するニーズが減少し、保有量が過剰な状態となると考えられます。

(3) 厳しい財政状況

① 財政負担の増大と集中

- ▶ 高度成長期に一齐に整備された公共施設等が一齐に老朽化することに伴い、修繕や更新のための費用が集中的に必要となる時期が到来し、財政を圧迫すると見込まれます。
- ▶ 今後40年間に見込まれる公共施設等の修繕・更新に要する費用は約2,417.1億円で、年平均額は60.4億円となります。一方、直近の5年間に公共施設等のために支出された投資的経費の年平均額は約71.0億円でした。これは、市立総合医療センターや島田第四小学校の改築、新東名島田金谷IC周辺の整備などが集中したことによるものです。将来費用に充てられる財源の目安を設定する上で、まず、平年との比較で突出している市立総合医療センターの建設事業費を除きました。また、間もなく発行期限を迎える合併特例事業債及び合併推進事業債について、期間中の事業の財源とした額を除きました。この条件により試算した場合、年平均額は39.0億円となりました。仮に、この金額を今後の公共施設等の修繕・更新に充てることができる額（投資可能ライン^{※45}）とみなし、島田市が全ての公共施設等をこのまま保有し続けた場合、修繕や更新に係る財源が35%程度不足するおそれがあります。

図表 2-2 全ての公共施設等の修繕・更新費用の将来推計



※45 【投資可能ライン】ここでは、市税収入をはじめ地方財政の状況が将来にわたり変動しないと仮定して額を算出しています。財源に占める市債について考慮した一方で、国からの補助金や地方交付税などが含まれているので、これらの財源が将来にわたり確保できない場合には、投資可能額はより低い水準になります。

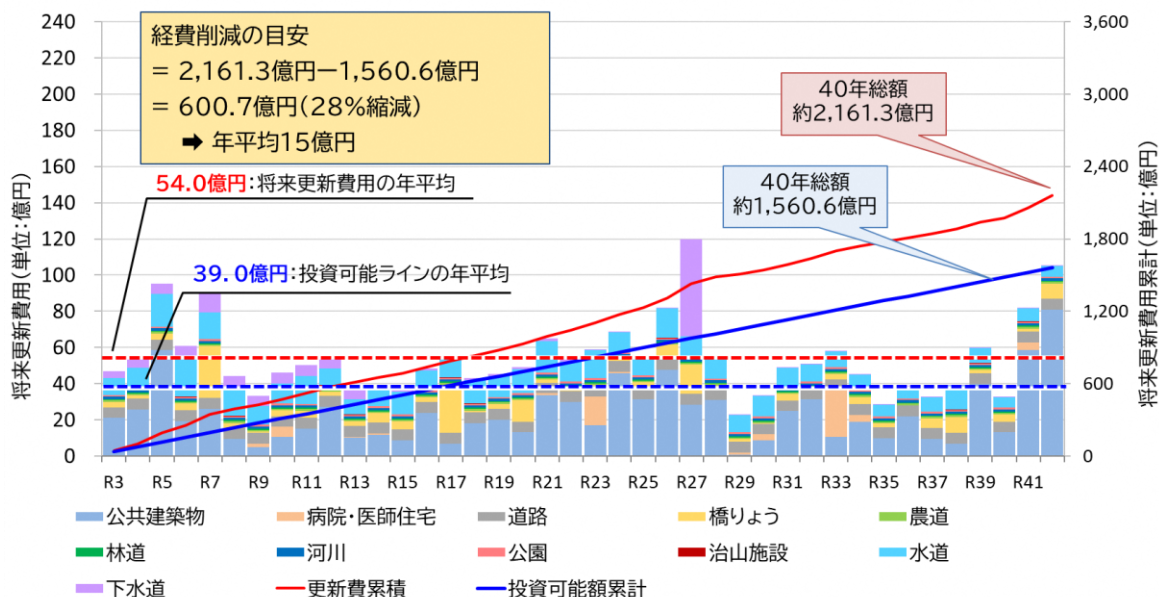
②歳入・歳出の構造変化

- ▶ 個人市民税の減による収入の縮小が懸念される一方で、歳出は義務的経費の割合が高まると予測されることから、今後、公共施設等の修繕や更新に充てられる投資的経費の確保が一層困難になると考えられます。

(4) 現状と課題のまとめ

- ▶ 公共施設等について、長寿命化対策を踏まえた試算結果では、長寿命化後における将来修繕・更新費用の年平均額は約54.0億円となり、投資可能ラインを約39.0億円と設定する場合は約15.0億円上回り、将来修繕・更新費用を投資可能ラインの水準にまで引き下げるためには、約28%の削減が必要となります。

図表 2-3 「将来修繕・更新費用ライン」と「投資可能額ライン」（長寿命化後）



- ▶ 計画期間中の人口減少の割合^{※46}は約30%であることから、行政サービス水準の著しい低下にはつながらないと想定し、投資可能額ラインまで引き下げるために計画期間中における経費削減割合の目安を28%とする^{※47}こととします。
- ▶ 高度成長期以降に集中的に整備された公共施設等が将来一斉に老朽化し、安全性、利便性や快適性が低下することに伴い、これらの修繕・更新を集中的に実施しなければならない時期が到来します。しかし、財政状況が厳しさを増す中で、これらを短期間のうちに全て修繕・更新するのは極めて困難であると想定されます。

※46 【計画期間中の人口減少割合】 令和2年度に実施された国勢調査の速報値では、島田市の人口は95,759人となっています。一方、「島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、この計画の計画期間が終了する令和37年(2055年)の人口は66,818人となっており、減少の割合は約30%となります。

※47 【削減割合の目安を28%とする】 「島田市公共施設等総合管理計画(平成28年3月)」では、計画期間(40年間)中の公共建築物の延床面積の削減量の目安を21%としました。

- 仮に財政状況を理由に修繕・更新を先送りにすれば、安全性などの面で支障をきたし、状況によっては利用を停止せざるを得なくなります。その結果、行政サービス水準の低下を招くこととなります。
- このように、島田市では、公共施設等の保有状況が、質・量の両面で、今後の厳しい財政状況に見合ったものとなっていません。この状態を解消するため、今回の改訂では保有量の適正化による延床面積の削減に加え、品質の適正化による経費抑制、管理費の適正化による維持管理費削減を総合的に考慮し、経費の削減割合を目標とした目安として28%削減を設定し、次の3項目を島田市の公共施設等の管理にあたっての基本方針と位置付け取り組むこととします。

島田市の公共施設等の管理にあたっての基本方針

○品質の適正化

○保有量の適正化

○管理費の適正化

3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の「品質」「保有量」「管理費」の適正化という基本方針を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する考え方を整理します。

(1) 品質の適正化 ～アンチエイジング～

- ▶ 整備から相当の年数が経過した公共施設等が増加する中で、公共施設等がいつまでも若々しい状態を維持できるよう、「アンチエイジング」に向けた取組を進めます。
- ▶ 点検・診断や長寿命化など品質の適正化に関し、施設類型ごとに国その他の関係機関から方針等が示されている場合は、それらを踏まえつつ、以下に示す方針に沿って適正化を図ります。

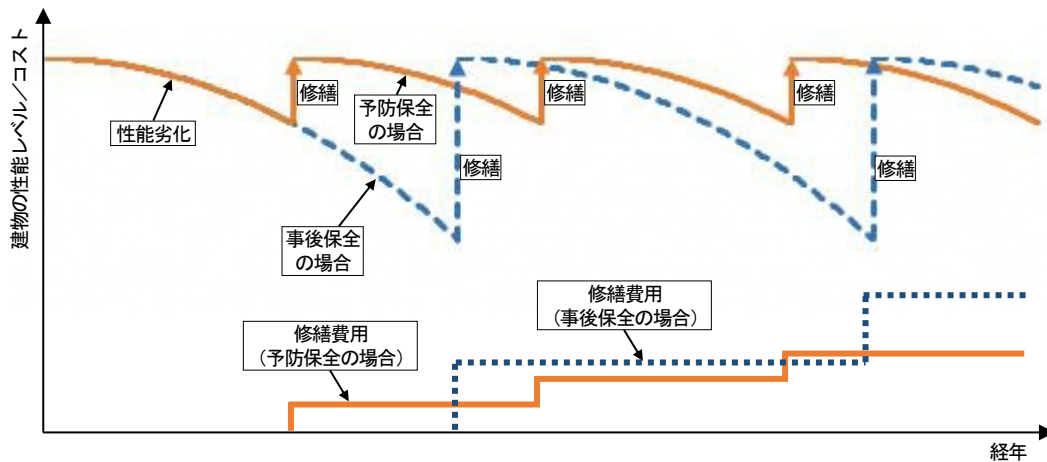
①点検・診断等の実施方針

- ▶ 公共施設等の管理にあたり、現状では安全性、利便性や快適性の面で明らかな支障が生じてから事後的に対応することがほとんどですが、本来ならば、劣化の状況を常に把握し、支障が生じる前に適切に対策を講じることを通して、求められる性能の水準を確保しなければなりません。
- ▶ 劣化の状況を把握するため、公共施設包括管理業務委託の巡回建物点検による日常的な巡視のほか、建物劣化状況調査による点検・診断を定期的を実施し、その履歴を蓄積します。
- ▶ 巡視・点検・診断や軽易な保全作業を適切に実施するため、マニュアルの整備を進めます。実施方法の検討にあたっては、法令で実施が義務付けられている点検や検査で得られた成果の活用などを通して、効率的な実施が可能となるよう配慮します。
- ▶ 点検・診断の履歴は、劣化に伴う安全性の低下を未然に防ぐための取組の推進や、更新・統廃合・長寿命化の検討に活用します。

②予防保全型維持管理の実施方針

- ▶ 点検・診断の履歴を活用して、安全性などの面で支障が生じてから修繕を実施する「事後保全」から、軽微な支障が生じた段階で計画的に修繕を実施する「予防保全」への転換を図ります。
- ▶ 予防保全により修繕1回あたりの費用を削減することを通して、公共施設等の新設から更新又は廃止までの間に必要な修繕費用の削減を図ります。
- ▶ 事後保全の場合、大規模な修繕に伴い施設の全部又は大部分の利用を長期間停止せざるを得ない状況が生じるおそれがあることから、予防保全により小規模な修繕を計画的に実施しながら利用停止の規模や期間を最小限に抑えることで、切れ目のない行政サービスの提供を目指します。

図表 2-4 「予防保全」と「事後保全」との比較（イメージ）



資料：国土交通省、一般財団法人建築保全センター等の資料に基づき作成

③安全確保の実施方針

- 今後、品質の適正化に向けた取組を進めたとしても安全を確保することができないと判定された公共施設等は、供用を停止することとします。
- 公共施設等の供用を停止した場合は、安全の確保に向け必要な措置を講じます。この場合、措置に必要な費用に対してどれだけの効果が得られるかを検証するとともに、将来のニーズの動向などを踏まえ、除却（取り壊し）も含めて安全確保の方法を検討することとします。

④耐震化の実施方針

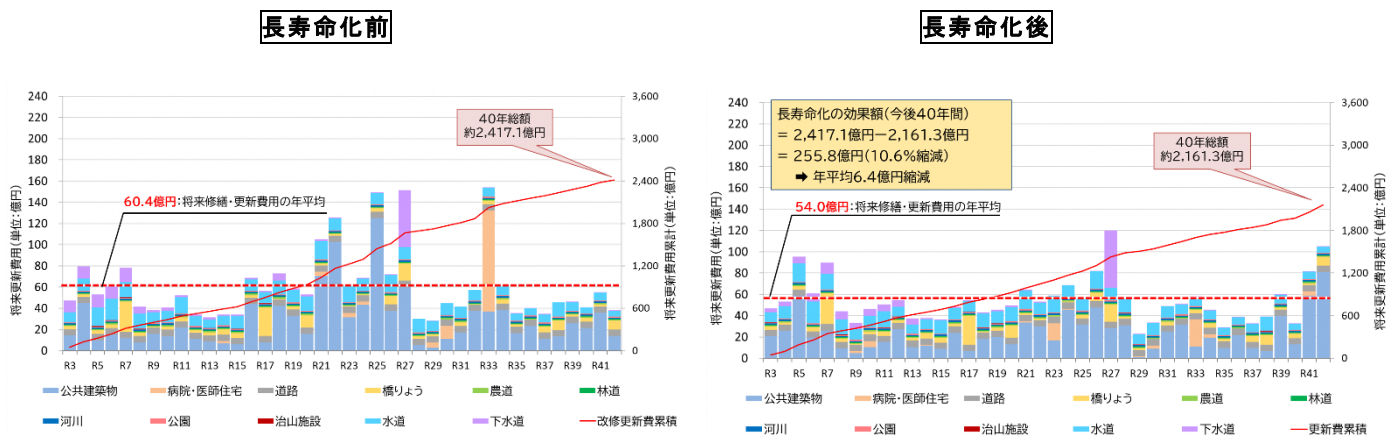
- 公共施設等が地震発生時に機能を喪失することがないように、施策上特に重要な位置付けにある公共施設等のうち耐震性能が十分でないものから、優先的に耐震化を進めることとします。
- 耐震化の実施にあたっては、長寿命化の実施時期との整合に留意し、効率的な事業の実施に努めます。

⑤長寿命化の実施方針

- 公共施設がいつまでも若々しい状態を維持できるよう、公共施設の長寿命化を推進します。
- 長寿命化は、老朽化が著しく進行していない公共施設を対象に、実施を検討することとします。検討にあたっては、個々の公共施設に対し長寿命化を実施した場合と長寿命化を実施せずに更新した場合のそれぞれのトータルコストを比較した上で判断することとします。

- 公共施設については、長寿命化前（従来型）と長寿命化後（長寿命化型）を比較した場合、長寿命化を実施することで今後40年間では約255.8億円（年平均約6.4億円）のコスト縮減効果があり、これは長寿命化前の総額2,161.3億円の10.6%に相当します。

図表 2-5 長寿命化対策の効果額



- 令和2年度に公共施設のうち公共建築物（医療施設、消防施設を除く）の個別施設計画（長寿命化計画）、インフラ施設のうち水道は平成30年度に「島田市水道事業ビジョン」、下水道は令和2年度に「島田市下水道事業経営戦略」を策定しています。これらについては、策定済みの各計画に示された方針に沿って、引き続き長寿命化の取組を進めます。
- 長寿命化の実施にあたっては、耐震化の実施時期との整合に留意し、効率的な事業の実施に努めます。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 公共施設の長寿命化の推進とあわせて、本格的な高齢社会の到来に備えて、誰もが安全に安心して活動し、社会参加できる生活空間の形成がますます重要となってきています。
- 本市においても、平成18年12月20日に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「静岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、新たに整備する建物系公共施設については、移動等円滑化に関する基準に適合を図り、既存の施設についても、同基準に適合させるように努めてきています。
- また、近年では2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進する「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が定められ、障害のある人、高齢者、家族連れや重い荷物を持った人など、すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境づくりが必要であるとの視点から、各地の観光地や交通機関において、同ガイドラインの考え方に沿ったより高い水準のユニバーサルデザインのまちづくりも求められています。

- これらの背景を踏まえて、本市の公共施設の整備・改修においては、すべての人々が円滑に利用できる居住・生活環境（住宅、建築物、歩行空間、公園、河川空間、港湾空間等）のユニバーサルデザイン化を推進していきます。

(2) 保有量の適正化 ～スリム化～

- 総人口の減少に伴い公共施設等が過剰な状態となる可能性があることを踏まえ、保有量を削減する「スリム化」の取組を進めます。
- 過去には、平成28年度に市民会館を除却し、令和4年度には旧金谷庁舎の除却を完了する予定です。また、平成29年度には、川根地区の多目的集会施設を地元へ移管するなどの取組を行いました。今後も、次の方針を踏まえ、更なる取組を進めます。
- 児童生徒数の減少に伴い、学校の統廃合に関する取組も進められており、令和3年度に北中学校が島田第一中学校に、湯日小学校が初倉小学校に統合されました。島田市立小中学校再編計画（令和元年8月）では、令和6年度に小学校4校が他の学校へ統合される予定となっています。

①更新等の実施方針

- 更新時期を迎えた施設に対しては、市の施策全体からみてその施設がどのくらい重要か、施設の更新だけでなくその後の維持管理に必要な財源も含めて確保できる見通しが立つかどうかといった観点から、更新の必要性や更新する場合の手法について適切に判断することが求められます。
- 更新の判断にあたっては、行政と民間との役割分担のあり方を踏まえつつ、民間の技術・ノウハウや資金の活用の可能性も視野に入れながら、引き続き市が施設を保有すべきかどうかについても検討することとします。

②統合や廃止の推進方針

- 厳しい財政状況のもと、島田市として公共施設等を将来どのくらい持つことが可能かについて把握した上で、老朽化の進行状況やニーズの動向に応じて公共施設等の統合や廃止を進める必要が生じると考えられます。
- 公共施設等の統廃合については、公共施設等が持つ特性や地域性に十分に配慮し、公共施設等が地域で果たしてきた役割や今後のまちづくりの方向性を踏まえつつ、慎重に検討します。
- 本市は2度の合併を経て現在に至っています。このため、用途が重複する施設が市内に複数ある場合には、全体最適の観点から、当該施設が提供するサービスの内容、市民の受益の範囲や頻度等の条件を考慮し、方針を策定する必要があります。

③低・未利用資産利活用に関する推進方針

- ▶ 今後、行政サービスを安定的に提供し続けるために、人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い当初の目的が失われ低・未利用となった資産を行政目的以外の用途により活用するため、公民連携手法の活用を通して市の財源確保及び維持管理経緯の縮減等を図ります。
- ▶ このため、今後の低・未利用資産の利活用に向け、「新規土地取得の抑制」、「将来の見通しを踏まえた低・未利用資産の利用の見直し」、「将来的に利用の予定がない低・未利用資産の利活用推進」に関する基本的な考え方を検討していきます。

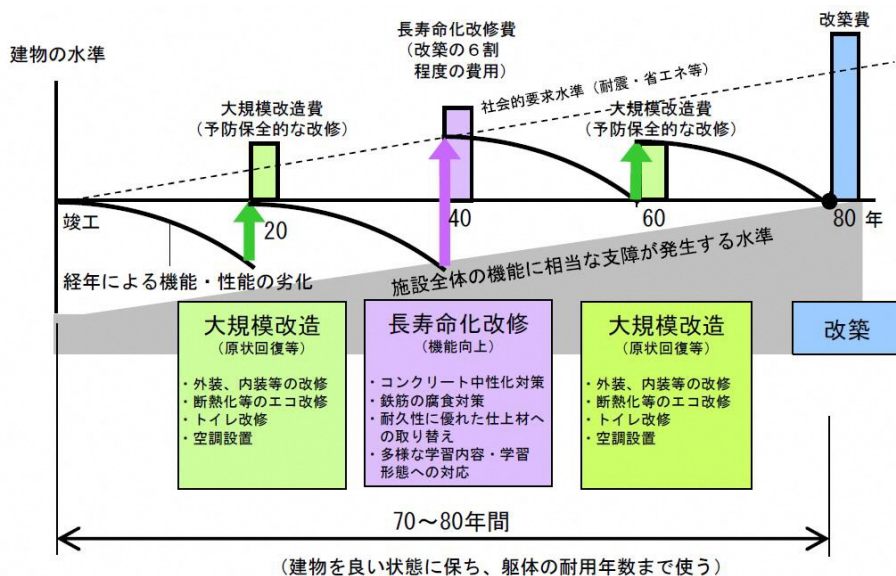
(3) 管理費の適正化 ～低コスト化～

- ▶ 厳しい財政状況が今後も続くことを踏まえ、財政運営上の品質・保有量の見直しと合わせて、管理にかかる費用に着目して「低コスト化」の取組を進めます。

①トータルコストの縮減の実施方針

- ▶ 公共施設等の新設から更新又は廃止に至るまでに必要な全ての費用の合計（トータルコスト）について、その内訳をみると、新設のための費用よりも、その後の維持管理、修繕、更新又は廃止のための費用の方が大きいとされています。

図表 2-6 長寿命化のイメージ（公共建築物の場合）



資料：文部科学省、学校施設の長寿命化計画策定の手引より抜粋

- ▶ 長寿命化によりその後の維持管理や修繕、更新に必要な費用の縮減が見込める場合は、積極的に長寿命化の取組を推進します。

- ▶ 公共施設の維持管理に係る委託を一元化することで管理水準の向上・効率的な保全を目的に令和3年度から公共施設包括管理業務委託を実施しています。また、令和3年度から民間事業者の提案に基づき公共施設のLED化事業を順次開始する予定です。今後も、従来の手法にとらわれることなく、柔軟な発想のもとで縮減を図ることが可能かどうかを検討し、実践します。

②コストの平準化の実施方針

- ▶ 一斉に修繕や更新の実施時期を迎える公共施設等について、点検・診断の履歴に基づき、実施時期を前後に分散させて平準化することにより、一時的な財政負担の集中を回避します。
- ▶ 平準化にあたっては、物理的な劣化度や市の施策全体から見た重要度に応じて、修繕や更新の優先順位を一定の基準により客観的に判断することができるよう、ルールの策定を進めます。
- ▶ 公共施設等の修繕や更新が集中する時期に財源が不足することを想定して、あらかじめ基金を積み立てておくなどの対策も考えられますが、短期的な修繕や更新の集中に伴い財源とともに人材や資材の不足が懸念されることを踏まえ、実施時期を集中させないための取組を中心に進めることとします。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

この章では、第2章で示した総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を踏まえつつ、公共施設等の類型ごとに課題を整理した上で、「アンチエイジング」「スリム化」「低コスト化」を進めるにあたっての戦略の方向性を示します。

なお、課題の整理と戦略の方向性の提示にあたっては、統廃合や民間による代替の可能性がある「公共建築物」と、統廃合などの検討の余地が極めて小さいと考えられる「インフラ施設」に分類することとします。

1 公共建築物

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 適正配置のあり方の見直し

i) 合併に伴う施設の重複

- ▶ 公共建築物は、用途ごとにそれぞれサービスの提供範囲が異なります。
- ▶ 1市2町の合併により、サービスの提供範囲が市内全域に及んでいる施設を市内に複数保有する状態が生じています。これらについては、配置のあり方を再検討する必要があります。

図表 3-1 サービスの提供範囲に応じた施設の区分

サービスの提供範囲	代表的な施設
広域	博物館等、レクリエーション施設・観光施設、保養施設、市民病院など
市域	庁舎、文化ホール、大型体育施設・グラウンド、ごみ処理施設、斎場など
地域	小中学校、放課後児童クラブ、老人福祉施設、公民館など
生活圏域	地区集会所、公営住宅、住宅団地汚水処理場など

ii) 広域的な利用

- ▶ モータリゼーションの進展などに伴い、市民生活における行動範囲が広域化しています。
- ▶ 行動範囲の広域化に伴い、島田市民が他市の施設を利用したり、島田市内の施設を島田市民以外の利用者が利用するというように、広域的な利用形態がみられることを考慮する必要があります。

iii) 地域の拠点としての役割

- ▶ 人口減少に伴い地域における様々な活動の担い手が不足するおそれがあり、地域によってはコミュニティを維持することが課題となっています。

- ▶ 東日本大震災や近年相次いで発生している水害・土砂災害などの教訓から、災害発生時における地域の避難場所や復旧活動などの拠点確保の重要性が指摘されています。
- ▶ 地域コミュニティの維持や防災・減災に向けた体制の確保が課題となる中で、公共建築物は、地域における様々な活動の拠点や、災害発生時における地域の拠点としての役割も期待されることから、配置のあり方を検討する上で十分に配慮する必要があります。

② 少子高齢化に伴うニーズの変化

- ▶ 公共建築物の中には、利用者の年齢層が限定されているものがあります。
- ▶ 今後、少子高齢化に伴って、学校など年少人口を対象とした公共建築物と、デイサービスセンターなど高齢人口を対象とした公共建築物の間で、ニーズの動向がそれぞれ異なってくると考えられます。

③ 現状と課題の整理

- ▶ 公共建築物に関する現状と課題について、第2章で整理した全般的な現状と課題も踏まえつつ改めて整理すると、次のようになります。

図表 3-2 公共建築物に関する現状及び課題の整理

着眼点	内的要因に基づくもの	外的要因に基づくもの
品質面	<ul style="list-style-type: none"> ・整備後相当年数を経過した施設が多く、建物・設備の老朽化が進行している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した施設のうち一部では、近年新たに求められるようになった性能基準（バリアフリー・ユニバーサルデザイン、省CO2など）を十分に満たしていない。
供給面	<ul style="list-style-type: none"> ・合併に伴い、市内全域にサービスを提供する施設を複数保有することとなったため、配置のあり方を再検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総人口の減少に伴ってニーズも減少し、保有量が過剰となると想定される。 ・少子高齢化により、利用者の年齢層が異なる施設間でニーズの動向が異なってくると考えられる。 ・市域を越えた広域的な利用形態がみられる。 ・地域の拠点としての役割が期待されている。
財務面	<ul style="list-style-type: none"> ・集中的に整備された施設が一斉に老朽化することで、修繕や更新に係る費用の増大と集中が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税収減や義務的経費の割合の増加等により、修繕や更新のための費用の確保が困難になると見込まれる。

(2) 推進戦略

- ▶ 「アンチエイジング」「スリム化」「低コスト化」の効果的な推進を目指すにあたり、戦略的な取組が必要となります。
- ▶ 公共建築物については、推進戦略として「保全」「再編」「利活用」の3点を掲げ、取組内容を整理します。

①保全 ～「アンチエイジング」と「低コスト化」に向けて～

i) 台帳の整備

- 建物と設備を良好な状態に保つため、実地調査を通して老朽化の状況を的確に把握します。公共施設劣化状況調査、公共施設包括管理業務委託の建物巡回点検によって得られた建物と設備のデータは台帳として整備し、一元的に管理します。
- 台帳の整備にあたっては、固定資産台帳^{※48}の整備のために用いたデータを活用します。また、データの更新にあたり、固定資産台帳の更新作業と連携することにより、効率的な事務の推進に努めます。

ii) 保全サイクルの構築

- 建物と設備の老朽化に的確に対応するため、保全サイクルを構築し、これに従って計画的に修繕・更新を実施します。
- 保全サイクルの構築にあたっては、予防保全の考え方に基づき、性能面の劣化が著しくなる前に修繕が実施されるよう計画することを通して、トータルコストの縮減に努めます。
- 個別施設計画（長寿命化計画）が作成された施設は計画の内容に沿って取組を進めます。

②再編 ～「スリム化」と「低コスト化」に向けて～

i) 集約化・複合化の方向性

- 施設の保有量を今後の財政状況に見合った適正なものとするため、同じ用途の複数の施設を統合して一体化する「集約化」や、用途が異なる複数の施設を統合して一体化する「複合化」の検討を進めます。
- 集約化・複合化を検討するにあたっては、費用面での効果や施設に対するニーズの動向、保全の取組を通して建物や設備がいつ頃まで利用できるのかといった点についての中長期的な見通しに基づいて判断することとします。
- 集約化に関しては、施設そのものの集約化だけでなく、施設が持つ機能の一部を集約化することが可能かどうかという視点からも検討することとします。
- 合併に伴う施設の重複や、市域を越えた広域的な利用形態がみられるようになっていることを踏まえ、近隣市町の施設の状況も考慮しつつ、連携して取組を推進することができるかどうかを検討します。

※48 【固定資産台帳】国は、各地方公共団体に対し、財務情報をわかりやすく開示することなどを目的として、民間企業の会計手法を参考とした新しい制度（新地方公会計制度）を平成29年度（2017年度）までに導入することを要請しています。固定資産台帳は、この制度のもとで、市が保有する資産の価値に関する情報を全体的に把握するために整備するものです。

ii) 地域別再編方針の策定

- ▶ 各地域の公共建築物の配置状況は、地理的条件や合併前の行政運営上の事情などにより不均衡な状況がみられます。
- ▶ 施設の再編を検討するにあたっては、地域間の施設の配置の均衡化を図り、地域にとって必要な行政サービスの水準を確保するよう配慮します。また、施設が地域で果たすべき役割を踏まえつつ、まちづくりの視点から、その地域の将来像に見合った配置の実現を目指します。

③利活用 ～更なる「低コスト化」に向けて～

i) 用途変更等による有効活用

- ▶ 保有する土地・建物・設備を有効に活用し、無駄を排除する取組を通して、更なる「低コスト化」を目指します。
- ▶ 集約化・複合化を通して余剰となった建物がある場合は、他の用途へ変更することを通して新たな建物の建設を抑制します。用途変更の検討にあたっては、国・県や民間の機能との複合化の可能性も視野に入れて検討することとします。
- ▶ 土地・建物・設備が不要と判断した場合は、民間への売却や貸付を通して収入の確保を図ります。

ii) 他の行政機関や民間が保有する資産の活用

- ▶ 国・県や民間が島田市内で保有する土地や建物のうち、社会情勢の変化等に伴い利活用が十分にされていない状態のものがある場合は、これらを活用して市が提供すべき行政サービスを確保することが可能かどうかを検討します。また、ニーズの発生に伴い新たに行政サービスを提供する必要が生じた場合、市が施設を整備・保有することが必要条件なのかという視点から検討します。これらの取組を通して、新たな施設整備の抑制を図ります。

iii) 時間帯別での活用

- ▶ 現在、学校教育系施設のグラウンド（運動場）や体育館（屋内運動場）は、夜間に一般の利用者に開放されています。これと同様に、例えば放課後児童クラブなどは1日の中で利用時間帯が限られていることから、利用されていない時間帯に別の用途で活用することができないかどうかを検討し、施設の稼働率の向上を図ります。

iv) 除却する建物も活用

- ▶ 旧金谷庁舎の解体にあたり、解体前の建物を活用し消防や警察による訓練を実施しました。今後も、除却する時にしかできない用途で活用することが可能かどうかを検討します。

v) 受益者負担のあり方の見直し

- ▶ 利活用による低コスト化の取組と関連して、受益者負担^{※49}のあり方について検討する必要があります。
- ▶ 施設の利用料金が安く設定されている場合、それだけ受益者負担の割合が小さい反面、税金により市民全体で負担する割合が大きくなるということになります。したがって、受益者負担の割合は、公益性が高い施設では低く、収益性が高い施設では高くなりますが、島田市の施設の利用料金についてはこの割合に関する基準が明確でないことから、見直しに向けた検討が必要です。また、公益的な利用をする場合に受けられる利用料金の減額・免除の制度のあり方についても、同様に検討が必要です。
- ▶ 受益者負担の見直しを検討するにあたっては、見直しが施設の利活用にどの程度の影響を与える可能性があるかについて、十分に配慮することとします。

(3) 類型別行程

- ▶ 公共建築物に関する今後の取組の行程は、類型ごとにおおむね次のとおりとします。

図表 3-3 公共建築物に関する取組行程表

施設類型	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8以降
各施設共通	台帳整備	台帳の時点修正（固定資産台帳と連動）									
	保安サイクルの構築	予防保全を推進しつつ、適宜見直し									
	再編・利活用に向けた検討（シナリオ作り等）	再編・利活用を推進しつつ、適宜見直し									
公共建築物全般	実地調査（老朽化の状況を把握）	個別施設計画に基づき取組を推進									
学校	教育方法及び学校施設のあり方検討	学校施設長寿命化計画に基づき取組を推進									
	耐震化・設備（トイレ等）改修										
公営住宅	市営住宅等長寿命化計画に基づき取組を推進				改訂後の計画に基づき取組を推進						
					改訂						

↑
 H27 本計画
 策定

↑
 R4 本計画
 改訂

※49 【受益者負担】施設の維持管理費のうち、施設を利用することで便益を受ける者（受益者＝利用者）が負担すべき割合を指します。

2 インフラ施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

①保有状況等の把握

- インフラ施設は、市民生活や社会経済活動と特に密接に関わっており、ニーズの高まりに応じて整備が進められました。一方で、昭和50年代以前に整備されたものについては、保有状況等を詳細に把握することが難しく課題となっています。

図表 3-4 インフラ施設保有量の増減の状況

年度	延長 (m)	面積 (㎡)
H29	1,118,551.5	5,030,582.2
H30	1,118,965.1	5,035,842.0
R1	1,120,520.3	5,053,736.2
R2	1,112,103.7	5,053,780.7

資料：決算に係る主要な施策の成果に関する報告書

- 箇所数が多い橋りょう、地中に埋設されている上水道施設の管きょ、山間地に点在する飲料水供給施設などは、一部で品質や保有量に関する詳細なデータが未整理となっています。

②間接的な原因による利用状況の変化

- インフラ施設は、公共建築物などに比べ、間接的な原因によって利用のされ方が変化しやすく、整備や維持管理のあり方に影響を及ぼしやすいという傾向があります。
- 例えば、道路についてみると、事業用地の開発や周辺の幹線道路網の整備に伴い、それまで交通量が多くなかった道路の交通量が急増した結果、渋滞や歩行者の安全面での支障など、その道路に新たに求められるようになった品質・性能とのミスマッチが生じたり、舗装の劣化の進行が早まることで同じ場所を繰り返し補修するといったケースがみられます。また、車両の規格が全体的に大型化したことも、舗装や橋りょうの劣化を早める要因となっています。

③利用量あたりの維持管理費の上昇

- ▶ インフラ施設は保有量の増加とあいまって、維持管理のための費用も増加する傾向にあります。
- ▶ 道路や上水道施設・下水道施設などは、ネットワークを形成することで機能が発揮されることから、仮に人口減少に伴い利用量が減少したとしても、その性質上ネットワークの一部分を廃止して保有量を削減することは困難です。このように、利用量が減少した場合でも必ず一定量を保有し続けなければならず、結果として利用量あたりの維持管理費が割高となることが想定されます。

④現状と課題の整理

- ▶ インフラ施設に関する現状と課題について、第2章で整理した全般的な現状と課題も踏まえつつ改めて整理すると、次のようになります。

図表 3-5 インフラ施設に関する現状及び課題の整理

着眼点	内的要因に基づくもの	外的要因に基づくもの
品質面	<ul style="list-style-type: none"> • 整備後相当年数を経過した施設が多く、設備の老朽化が進行している。 • 一部で品質に関する詳しいデータが未整理となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 老朽化した施設のうち一部では、近年新たに求められるようになった性能基準（バリアフリー・ユニバーサルデザイン、省CO2、耐震性能など）を十分に満たしていない。 • 間接的な原因により利用状況が急激に変化し、劣化が速まるケースがある。
供給面	<ul style="list-style-type: none"> • 一部で保有量に関する詳しいデータが未整理となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> • ネットワークを形成することで機能を発揮しているインフラ施設は、利用量が減っても一部分だけを廃止することが困難。
財務面	<ul style="list-style-type: none"> • 集中的に整備された施設が一斉に老朽化することで、修繕や更新に係る費用の増大と集中が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 税込減や義務的経費の割合の増加等により、修繕や更新のための費用の確保が困難になると見込まれる。 • ネットワークを形成することで機能を発揮しているインフラ施設は、利用量が減っても一定量を保有し続けなければならず、利用量あたりの維持管理費が割高となる可能性がある。

(2) 推進戦略

- インフラ施設についても、「アンチエイジング」「スリム化」「低コスト化」の効果的な推進を目指すにあたり、戦略的な取組が必要となります。
- インフラ施設の推進戦略として「保全」「再編」の2点を掲げ、取組内容を整理します。

①保全 ～「アンチエイジング」と「低コスト化」に向けて～

i) 台帳の整備

- 品質・保有量の詳しい状況が明らかとなっていないものについて、実地調査を通して詳細の把握に努めます。実地調査によって得られたデータは台帳として整備し、一元的に管理します。
- 台帳の整備にあたっては、公共建築物などと同様に、固定資産台帳の整備のために用いたデータを活用します。

ii) 保全サイクルの構築

- 設備の老朽化に的確に対応するため、保全サイクルを構築し、これに従って計画的に修繕・更新を実施します。
- 保全サイクルの構築にあたっては、予防保全の考え方に基づき、性能面の劣化が著しくなる前に修繕が実施されるよう計画することを通して、トータルコストの縮減に努めます。また、同じ場所を繰り返し補修することのないよう、利用状況の変化を踏まえつつ維持管理のあり方を見直すことを通して、効率化を図ります。
- 各インフラの点検手法や健全度等に関する指標が国その他の関係機関から示されている場合は、それらに基づいて今後の劣化の進行を予測し、費用対効果を踏まえつつ、修繕・更新を実施します。

図表 3-6 インフラ施設の点検等のために国等が作成している基準等

大分類	中分類	基準等の名称	点検頻度・サイクル
道路	市道	総点検実施要領（案）舗装編	通常点検：通常巡回時 詳細点検：概ね3年に1回
		附属物（標識、照明施設等）の点検要領	通常点検：通常巡回時 初期点検：設置後又は仕様変更後概ね1年 定期点検（詳細点検）：原則10年以内に1回 など
	橋りょう	道路橋定期点検要領 島田市橋梁点検マニュアル	通常点検：通常巡回時 定期点検：原則5年以内に1回
	トンネル	道路トンネル定期点検要領	通所点検：通常巡回時 定期点検：原則5年以内に1回
下水道施設	公共下水道	下水道維持管理指針	日常点検（処理場等のみ） 定期点検、臨時点検（管きよ、処理場等） 頻度は施設の重要度による
公園	都市公園 普通公園等	都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）	初期点検（設置直後） 日常点検（日常業務の中で実施） 定期点検（年1回以上の頻度で実施） 精密点検（公園管理者から委託された専門技術者が実施）
		公園施設長寿命化計画策定指針（案）	5年に1回（遊具や法令などの規定による点検は年1回）

資料：国土交通省「社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会第1回社会資本メンテナンス小委員会」資料に基づき編集

②再編 ～「スリム化」と「低コスト化」に向けて～

i) ネットワークの簡素化に向けた検討

- 上水道施設の管きよについては、一部で管路が重複していることから、保全の取組の一環でこれらを整理して、ネットワークの簡素化が可能かどうかを検討します。

ii) 分散化の検討

- 例えば公共下水道と同等の機能を各家庭に設置されている合併処理浄化槽が担っているように、機能を分散させて処理する方式に転換することなどを通して、ネットワーク化されたインフラによることなく目的を達成することが可能かどうかを検討します。

(3) 類型別行程

▶ インフラ施設に関する今後の取組の行程は、類型ごとにおおむね次のとおりとします。

図表 3-7 インフラ施設に関する取組行程表

施設類型	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8以降	
各施設共通	台帳整備	台帳の時点修正（固定資産台帳と連動）										
	保全サイクルの構築	予防保全を推進しつつ、適宜見直し										
道路	橋りょう	島田市橋梁長寿命化修繕計画に基づき取組を推進		次期計画に基づき取組を推進					次期計画に基づき取組を推進			
			次期計画の検討・策定					次期計画の検討・策定				
	トンネル			定期点検						定期点検		
	農道			定期点検（橋りょう）						定期点検（橋りょう）		
林道			長寿命化計画（橋りょう）策定									
公園	公園施設長寿命化対策支援事業を推進											
	次期取組方針検討											
上水道施設	水道ビジョン策定	水道ビジョンに基づき取組を推進										
下水道施設		下水道事業経営戦略に基づき取組を推進										

H27 本計画
策定

R4 本計画
改訂

第4章 実効性の確保に向けて

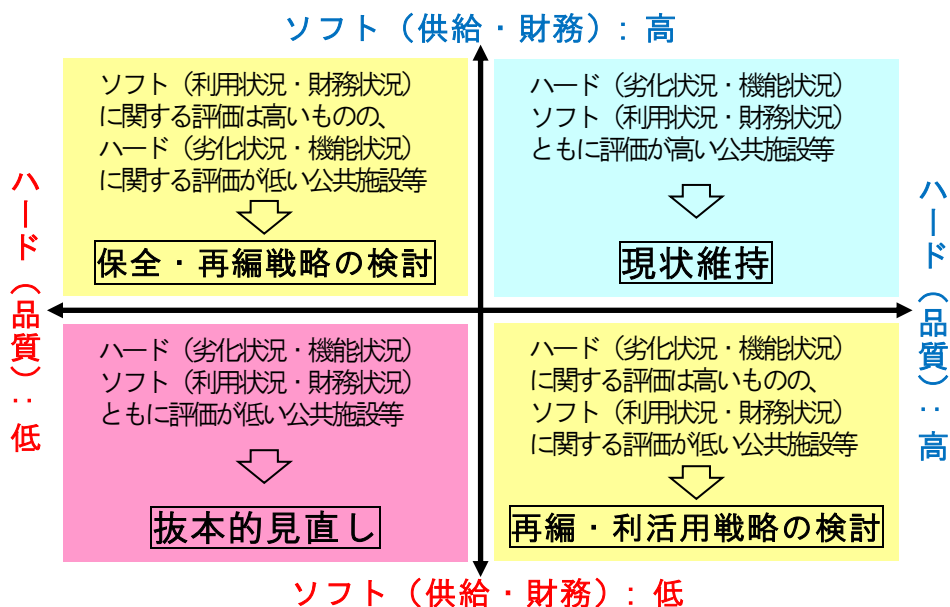
この章では、第3章で施設類型別に整理した今後の推進戦略を踏まえ、この計画に沿った取組の実効性を確保するために採るべき手法と、全庁的な取組に展開させるための体制整備についての考え方を示します。

1 実施手法

(1) 評価

- ▶ 個々の公共施設等の今後の方向性を全体的な視点から検討するにあたっては、個々の公共施設等がどのくらい老朽化しているかや、市の施策全体からみてどのくらい重要なものであるかなどに基づき、客観的に判断する必要があります。
- ▶ 市が保有する個々の公共施設等の存続、管理及び利活用の方向性を明らかにするため島田市公共施設適正化推進プラン2019で類型ごとに一定の評価項目と指標を設定し、個別施設計画で各々を個別に評価します。
- ▶ 評価にあたっては、公共施設等の課題の整理にあたり用いた3つの着眼点（品質・供給・財務）に基づき、ハードとソフトの両面から、施設の用途や設備の機能ごとに相対的に比較します。その上で、個々の公共施設等の今後の方向性を、「現状維持」、「再編・利活用戦略の検討」、「保全・再編戦略の検討」及び「抜本的見直し」の4つのグループに区分します。
- ▶ 評価を通して、今後の保全・再編・利活用に関する各公共施設等間の取組の優先度を判定し、計画的に事業を実施します。

図表 4-1 公共施設等の評価に基づく今後の方向性



(2) 連携

- 今後の厳しい財政状況を考慮すると、島田市の公共施設等に関する課題に島田市のみで対処することには、大きな困難が伴うものと想定されます。このため、様々な形での連携を模索する必要があります。

①公民連携

i) 基本姿勢の明示

- 公（行政）と民間の連携については、他の地方公共団体において先進的な取組が見られることから、島田市においてもこれらに関する調査研究を進め、導入について積極的に検討します。
- 公民連携の推進にあたっては、単に民間に全てを任せる（いわゆる「丸投げ」）という姿勢ではなく、連携・協力体制のもとで、行政・民間・利用者のいずれにも効果がもたらされるような仕組みにより進められるよう配慮します。
- 公共の領域に関する事項は、その大部分をこれまで行政が担ってきましたが、公共の担い手は必ずしも行政に限られないという考え方にに基づき、公共施設等の管理に対する行政の関与のあり方や、公民の役割・責任のあり方を見直します。
- これらを踏まえつつ島田市の公民連携の取組に関する基本姿勢を明らかにすることを通して、具体的な連携体制の構築を図ります。

ii) 地域との連携

- 合併による市域の広域化に伴い、市内の全ての公共施設等の状況を行政が詳細に把握することが困難となっていることから、地域の協力を得る必要性が高まっています。
- 例えば、主に地域で利用される集会施設等のうち市が保有しているものの一部について、地域の自治会などへ譲渡し、修繕等に関し財政面から支援する方法へ切り替えることができるかどうかについて検討します。
- 公園や緑地整備の分野では、地域で組織する愛護団体がその管理の一部を担っています。この方式を他の公共施設等に応用し、行政と地域が連携して取組を進めることができるかどうかについて検討します。

iii) 民間事業者との連携

- 行政が持ち合わせていない公共施設等の管理や有効活用に関する技術・ノウハウや財源について、民間事業者が持つ技術・ノウハウや資金を活用することを通して、公共施設等に関する課題の効果的な解決を目指します。

- ▶ 具体的な連携の手法については、指定管理者制度^{※50}やPFI制度^{※51}など法令に基づく方法など、様々な手法について実現の可能性を幅広く検討します。
- ▶ 令和3年4月からは、島田市が保有する公共施設に係る保守管理業務を包括的に委託し、保守管理の質の向上、業務の効率化等を図る「島田市公共施設包括管理業務」を実施しています。
- ▶ 民間事業者から市が保有する土地・建物の管理・活用に関する提案を求める「島田市公共施設マネジメント民間提案制度」、市が所有する施設や市が実施する事業に愛称を付ける権利を団体等に与え、その対価により施設等の維持運営と利用者サービスの向上を図る「島田市ネーミングライツ事業」など、様々な取組を実施しており、今後も公民連携の取組を積極的に導入していきます。
- ▶ 地元の事業者が良質な行政サービスの提供者として公共施設等に関する施策に参画できるよう、制度のあり方を検討します。

②国や他の地方公共団体との連携

i) 近隣市町との連携

- ▶ 島田市では、平成26年度（2014年度）に、焼津市及び藤枝市とともに「志太広域公共施設マネジメント協議会」を共同設置して、各市の公共建築物の比較分析や、広域的に検討すべき課題に関する調査研究を進めてきました。平成27年度（2015年度）も、焼津市と共同して、広域的な公共施設等の管理・活用に関する調査研究を実施しています。
- ▶ 公共施設のより広域での最適配置を図る観点から、公共施設等の広域的な利活用や、市域を越えた再編を検討し、今後も積極的な取組を推進していきます。
- ▶ 今後も広域的な連携による取組を通して、公共施設等の広域的な利活用や、市域を越えた再編の可能性について調査研究を進めます。

ii) 国・県との連携

- ▶ 島田市内で国・県が保有する土地・建物の今後の方向性を見据え、連携して課題解決に向けた取組を推進することが可能かどうかを検討します。

※50 【指定管理者制度】サービス向上や経費の節減などを図るため、公共施設等（地方自治法上の「公の施設」）の管理運営を、民間事業者、NPO法人などの団体のうちから地方公共団体が指定した者に委ねることができる制度です。

※51 【PFI制度】Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法です。

(3) 合意形成

- ▶ 公共施設等は市民生活や社会経済活動との関わりが深く、施設の再編や受益者負担の見直しなどを検討するにあたっては、市民や議会をはじめ多くの関係者との合意のもとに進めなければなりません。
- ▶ 公共施設等の管理には、多くの税金が投入されています。これは、公共施設等に関する課題が、利用者であるか否かにかかわらず、全ての市民にとって共通のものとして受け止めなければならないことを示しています。しかし、島田市が平成27年（2015年）11月に実施した「島田市の公共施設に関する市民アンケート※52」では、公共施設等の現状や課題に対し関心を持っている市民の割合は約6割弱にとどまっています。
- ▶ 行政を取り巻く諸情勢が大きく変化する中で、島田市が公共施設等を現状のまま保持し続けると、次世代に対して大きな負担を残すことにつながってしまうおそれがあります。そのため、公共施設等の課題の解決に向けた一連の取組は、将来のために今から取り掛からなければなりません。このことが一般に広く認識され、合意形成が円滑に図られるよう、情報を「見える化」し、市民・議会と行政間で情報の共有化を図ります。
- ▶ この計画に基づく取組の実施状況について、定期的に報告します。

※52 【島田市の公共施設に関する市民アンケート】公共施設等（このアンケートでは公共建築物に限定）の利用状況や今後のあり方に関する考えについて、様々な立場からの意見を聴き、公共施設等に対する市民の意識を把握するため、無作為に抽出した市民3,000人を対象に、平成27年（2015年）11月に実施しました。

2 推進体制

(1) 現状分析

① 執行体制

i) 行政組織

- ▶ 島田市ではこれまで、行政を経営するために必要な資源として掲げられる「ヒト・モノ・カネ」のうち、「ヒト」については人事課が、また「カネ」については財政課が、それぞれ全体を統括する立場にありましたが、「モノ」については、公有財産の管理事務の一環で保有量の把握を管財課が実施していたものの、老朽化やコスト・利用に関する実態を把握しつつ全体的な方針を企画・立案する部署は存在しませんでした。
- ▶ 公共施設等に関する課題が明らかとなったことを受け、公共施設等に関する施策を一元的に取り扱うことを目的として、平成27年度（2015年度）から行政経営部財政課に「資産経営担当」を設けました。担当事務は、公共施設等に関するデータの収集・整理・分析、総合的かつ計画的な管理に関する取組の総括、公共建築物の営繕など公共施設マネジメントに関する事務のほか、普通財産の管理に関する事務などを含めた資産の適正な管理と有効活用に関する事務全般となっています。平成30年度（2018年度）から公共施設マネジメントの推進体制を強化するため行政経営部に資産活用課を新設しました。令和4年度から施設営繕担当が都市基盤部建築住宅課に異動するため、事務が滞らないよう連携を図りながら体制維持に努めます。
- ▶ 個々の公共建築物の日常的な維持管理・運営や修繕は、それぞれの設置目的に応じて、所管課を決めて実施しています。インフラ施設は、類型別に所管課を決めて維持管理や修繕を実施しています。

図表 4-2 島田市の行政組織（令和3年度・一部の執行機関を除く）

市長部局

市長 — 副市長	市長戦略部	秘書課 戦略推進課 広報課
	危機管理部	危機管理課
	地域生活部	市民協働課 市民課 生活安心課 環境課
	健康福祉部	福祉課 長寿介護課 包括ケア推進課 健康づくり課 国保年金課
	こども未来部	子育て応援課 保育支援課
	産業観光部	農業振興課 農林整備課 商工課 内陸加工イノベーション推進課 観光課 文化資源活用課
	都市基盤部	都市政策課 すぐやる課 建設課 建築住宅課 水道課 下水道課
	行政経営部	行政総務課 人事課 財政課 資産活用課 課税課 納税課
	看護専門学校	教務課
	支 所	金谷南地域総合課 金谷北地域総合課 川根地域総合課
		└ 資産経営担当 施設営繕担当 庁舎管理担当

教育委員会

教育長 — 事務局 — 教 育 部	教育総務課 学校教育課 学校給食課 社会教育課 博物館課 スポーツ振興課 図書館課
-------------------	---

市立総合医療センター

管理者 — 院 長 — 事 務 部	経営企画課 病院総務課 医事課 病院建設課
-------------------	-----------------------

注) ○○課：公共建築物の所管課 ○○課：インフラ施設の所管課 ○○課：建築技師が配置課

ii) 職員

- ▶ 公共施設等の管理に関し、現場に関する実務において最も重要な役割を担う技術職の職員数は、令和3年（2021年）4月現在で78人となっており、その職種別の内訳は次のとおりです。

図表 4-3 技術職の職種別職員数（令和3年4月1日現在）

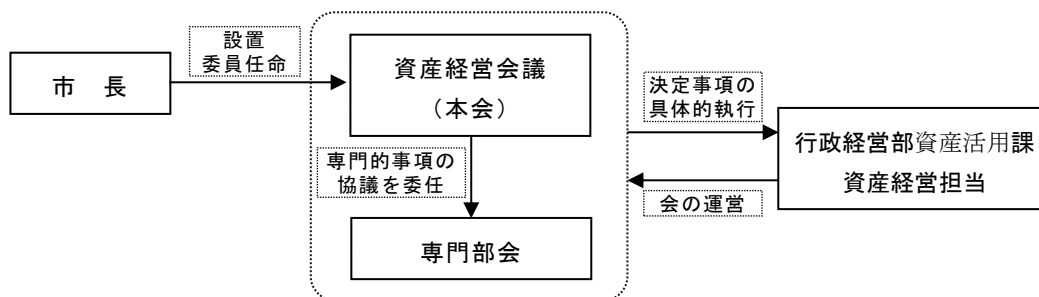
職種	土木技師	建築技師	電気技師	機械技師	化学技師	計
人数	52人	16人	3人	6人	1人	78人

- ▶ 建築技師16人のうち数名は、民間の建築物に対する指導に関する事務に従事しており、公共施設等の管理に関する事務は担当していません。

②庁内協議機関

- ▶ 島田市が保有する資産の適正な管理及び有効活用等に関する施策について全庁的な視点から協議する庁内の機関として、市の部長級の職員で組織する「資産経営会議」を平成27年（2015年）10月に設置しました。
- ▶ 資産経営会議に、この「島田市公共施設等総合管理計画」の策定にあたり内容を協議するため課長級の職員で組織する専門部会を設け、具体的な内容の検討にあたることとなっています。

図表 4-4 資産経営会議の運営体制



(2) 課題

①統括機能の不足

- ▶ これまで、公共施設等の修繕・更新を全庁的に統括する役割を担う部署が庁内になく、施設に関する一貫した方針に基づいて修繕・更新が実施されてきませんでした。このため、例えば、修繕の実施から2～3年後に施設を建て替えるといったケースがみられることもありました。

②職員数の不足

i) 点検・診断の実施体制の確保

- ▶ 一連の行政改革の流れの中で職員数が削減された影響で、公共施設等の点検・診断を迅速に実施するための体制整備に支障が生じるおそれがあります。

- ▶ 特に、市道の照明灯や案内標識、橋りょう、上水道の管きょなど、管理する数量が多く、かつ現状の把握が十分にできていないものについては、点検・診断に相当の労力を要すると考えられることから、そのための人員の確保が課題となります。

ii) 公共建築物に関する専門的知識の確保

- ▶ 令和2年4月1日現在、島田市が保有する275施設、766棟の公共建築物に対し、公共建築物の管理に従事する建築技師は16人となっています。これを建築技師1人あたりに換算すると、それぞれ1人あたりおよそ17施設、48棟となり、これらの詳しい状況を日常的に把握するのは困難であると考えられます。
- ▶ 市内では多くの課が公共建築物を所管しており、全ての課に建築技師を配置することはできません。このため、主に教育部教育総務課に所属する建築技師が教育部関係の公共建築物について、行政経営部資産活用課に属する建築技師がそれ以外の公共建築物について、それぞれ修繕・更新に関し専門的な知識を必要とする事務を一括して担当しています。しかし、日常的に発生する不具合などの全てに対して建築技師が対応するのは不可能であるため、各施設の所管課に属する事務職の職員が対応しなければなりません。事務職の職員が専門的な範囲まで知識を習得するのは困難であり、結果として十分な対応ができていない状況が生じています。

③情報の不足

i) 人事異動の慣行がもたらす弊害

- ▶ 行政の適正な執行の確保に向け人身の一新を図ること等を目的として、例年、年度当初に人事異動が実施されています。この人事異動により、施設の維持管理に関する事務の連続性の確保や、施設に対する専門的な知識の習得の面で支障が生じるケースがみられます。

ii) 文書管理に関するルールがもたらす弊害

- ▶ 島田市では、平成6年度からファイリングシステムを導入し、文書の保存から廃棄に至るまでのルールを定めて適正に管理しています。
- ▶ 公共施設等に関する情報は、その公共施設等が整備されてから、何回かの修繕を経て更新又は廃止に至るまでの状況を把握することができるよう、一連の情報として管理する必要があります。しかし、公共施設等に関する文書の取扱いのルールがファイリングシステムの運用上明確になっておらず、一般的な文書と同様に一定の保存期間が満了した時点で廃棄されてしまい、修繕の履歴が残されていないといったケースも見受けられます。人事異動により担当職員が変わることも重なって、必要な情報を得ることがより一層困難な状況になってしまいます。

(3) 課題の解決に向けた取組

①統括機能の維持・強化

- ▶ この計画に基づく一連の取組を全庁的に展開させるため、行政経営部資産活用課資産経営担当が、資産経営会議での協議を経て決定された事項に基づき、施設類型別の方針の策定・見直しなどの取組を統括します。
- ▶ 公共施設等を所管する各課は、従前どおり所管する公共施設等の日常的な維持管理に努めるとともに、施設類型別の方針に沿って、個々の公共施設等の管理に関する具体的な計画（個別計画）を策定し、事業を実施することとします。

②人材の確保・育成

i) 将来の担い手の育成

- ▶ 公共施設等の管理について専門的な知識を持った人材を確保するため、地元の高中生や大学生などに対し、公共施設等に関する課題に対する関心や、その解決に向けた取組への参加意欲を喚起する機会を設けることなどを通して、将来の担い手の育成につなげます。

ii) 研修会の実施

- ▶ 公共施設等の管理に関する課題について全庁的に共通の意識のもとで取組を推進することができるよう、定期的に研修を実施し、知識の普及に努めます。

iii) 公民連携

- ▶ 市の職員の取組のみで全ての公共施設等の適正な管理を実現することは、現状のままでは極めて困難であると考えられることから、地域や民間事業者の協力を得て、連携して取組を推進することができる体制づくりを進めます。
- ▶ 地域や民間事業者が連携のパートナーとなるためには、公共施設等に関し情報共有が適切に実施されていることが必要です。情報の「見える化」を通して、公民連携の推進を図ります。
- ▶ 民間事業者を連携のパートナーとして選定するにあたっては、選定しようとする民間事業者が良質な行政サービスの提供者としてふさわしいかどうかを見極めることが必要です。行政としてその能力の向上を通して、公民連携の適正な実施を目指します。

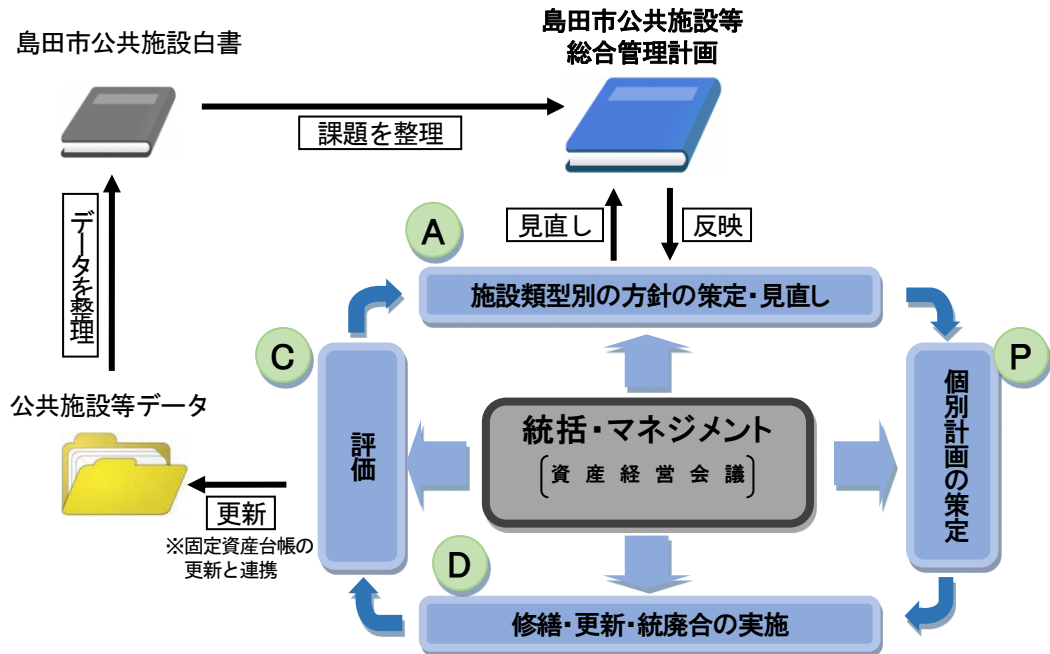
③文書管理に関するルールの見直し

- ▶ 公共施設等の管理に関する事務の特性を踏まえ、ファイリングシステムの運用方法の見直しを検討します。
- ▶ 点検・診断等の実施結果や修繕の実績に関するデータを予防保全型維持管理に活用することができるよう、データの蓄積と管理に関するルールを整備します。

(4) フォローアップの実施方針

- この計画に基づく一連の取組を確実に推進するため、いわゆる「PDCAサイクル※54」に基づき進行状況を管理します。

図表 4-5 公共施設等の適正管理のためのマネジメントサイクル（イメージ）



- 公共施設等を取り巻く環境の変化に応じ、この計画に基づく取組全体の実施状況を10年ごとに評価します。また、中間の見直しを5年の周期を目安に行います。なお、次回は将来費用及び投資可能ラインの見直しを中心に、島田第一小学校の新築工事終了後の令和7年度に実施します。

図表 4-6 計画の改訂（イメージ）

計画区分	H28 ...	R1	R2...	R4...	R7	R8...	R17	R18...	R27	R28...	R37							
	2016	2019	2020		2025		2035		2045		2055							
					10年目		20年目		30年目		40年目							
総合管理計画	策定		第1期		改訂	→ 評価	第2期		改訂	→ 評価	第3期		改訂	→ 評価	第4期		改訂	→ 評価
公共施設適正化推進プラン		策定					改訂				改訂					改訂		
各種個別施設計画			策定															

※54 【PDCAサイクル】事業の進捗管理や見直しにあたり、計画（P）・実行（D）・評価（C）・改善（A）の順に継続的に実施することを指します。

島田市公共施設等総合管理計画

平成28年3月策定
令和4年10月改訂

発行 / 島田市行政経営部資産活用課
〒427-8501 島田市中央町1番の1
電話 0547-36-7124 / FAX 0547-37-8200
E-mail s-katsuyou@city.shimada.lg.jp